

# 1. 大気汚染防止法解説

## 1) 大気汚染防止法制定・改正の背景と経緯

大気汚染に関して国の規制法がない当時は地方条例で規制されてきたが、1962年に「ばい煙の排出の規制等に関する法律」（ばい煙規制法）が制定され、初めて大気汚染の規制に関する国の法律が制定された。この法律では指定地域でのばい煙濃度規制であった。1968年にばい煙規制法に代えて大気汚染防止法が制定され、指定地域でのK値規制が導入された。1970年12月のいわゆる公害国会で大気汚染防止法が大幅に改正された。従来法との主な違いは、経済との調和条項が削除された、指定地域を廃止し規制が全国に拡大された、条例による上乘せ・横出しが可能になった、排出基準違反に直罰制が導入された、などである。1972年の改正により無過失損害賠償責任が導入された。1974年の改正によりいおう酸化物総量規制が導入された。2004年の改正により揮発性有機化合物排出規制が導入された。1981年の改正により窒素酸化物総量規制が導入された。2017年8月16日の水俣条約の発効を受けて、2018年4月1日付で改正大気汚染防止法が施行された。建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止に関する改正大気汚染防止法が2020年6月5日付で公布され、2021年4月1日付で施行された。大気汚染防止法は、略して大防法と呼ばれることがある。

## 2) 大気汚染防止法の目的等

- ・法の目的は、工場・事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等の規制、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため工場・事業場における事業活動に伴う水銀等の排出の規制、自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気汚染に関して人の健康被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任を定めて被害者の保護を図ることである。（法1条）
- ・上記の内 については、法第3章（「自動車排出ガスに係る許容限度等」）において、下記8）を除いて主として行政のすべき事項が定められており、また、第4章（「大気汚染の状況の監視等」）でも行政のすべき事項が定められているので、この資料では、上記及び の規制内容について、この資料使用時の利便性を考え箇条書きにまとめた。また、法令を参照しやすいように、規制内容ごとに、それを定めている法令の箇条を示した。以下、大気汚染防止法を法、大気汚染防止法施行令を令、大気汚染防止法施行規則を規則と略して記載する。

## 3) 大気汚染防止法の適用を受ける工場・事業場等

### (1) ばい煙発生施設を設置している工場・事業場及び設置しようとする工場・事業場（法6条、法7条）

・ ばい煙：物の燃焼等により発生する、いおう酸化物（SO<sub>x</sub>）、ばいじん及び有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物及び窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）の5分類の物質）をいう。  
（法2条1項、令1条）

・ ばい煙発生施設：ボイラー（伝熱面積10m<sup>2</sup>以上、又はバーナーの燃焼能力が重油換算で50 t/h以上のもので、廃棄物焼却炉（火格子面積2m<sup>2</sup>以上、又は焼却能力200kg/h以上のもので）等、定められた規模以上の計33施設（法2条2項、令2条、令別表第一）

### (2) 揮発性有機化合物排出施設を設置している工場・事業場及び設置しようとする工場・事業場（法17条の5、法17条の6）

・ 揮発性有機化合物：大気中に排出・飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質（メタン等）を除く。）（法2条4項、令2条の2）。「VOC」と略することがある。

- ・揮発性有機化合物排出施設：（ ）揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設(揮発性有機化合物を蒸発させるものに限る。)で送風機・排風機の送風・排風能力が3,000m<sup>3</sup>/h以上のもの、（ ）塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)で排風機の排風能力が100,000m<sup>3</sup>/h以上のもの、（ ）印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)で送風機の送風能力が7,000m<sup>3</sup>/h以上のもの、（ ）印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)で送風機の送風能力が27,000m<sup>3</sup>/h以上のもの、（ ）ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式のものを除く。)で容量1,000k 以上のもの等の計9施設(法2条5項、令2条の3、令別表第一の二)

(3) 一般粉じん発生施設を設置している工場・事業場及び設置しようとする工場・事業場  
(法18条、法18条の2)

- ・一般粉じん：特定粉じん以外の粉じん(法2条7項、8項)
- ・一般粉じん発生施設：定められた規模以上の[コークス炉]、[鉱物又は土石の堆積場]、「破碎機及び摩砕機」等計5施設(法2条9項、令3条、令別表第二)

(4) 特定粉じん発生施設を設置している工場・事業場及び設置しようとする工場・事業場  
(法18条の6、法18条の7)

- ・特定粉じん：石綿(法2条8項、令2条の4)
- ・特定粉じん発生施設：定められた規模以上(原動機の定格出力が3.7kW以上)の解綿用機械等計9施設(法2第10項、令3条の2、令別表第二の二)

(5) 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(「特定工事」)の発注者又は特定工事を自ら施工する者(自主施工者)(法18条の15)

- ・特定粉じん排出等作業：特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物(「建築物等」という。)の解体・改造・補修する作業(法2条11項、令3条の4)
- ・特定建築材料：「吹付け石綿」、「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」(法2条11項、令3条の3)であったが、改正大気汚染防止法(2020年6月5日公布、2021年4月1日施行)により、特定建築材料の定義が「吹付け石綿、その他の石綿を含有する建築材料」となり、いわゆる非飛散性の石綿含有成形板(スレート、Pタイル)を含む全ての石綿含有建材が規制されることになった。

(6) 建築物等を解体・改造・補修する作業を伴う建設工事(以下「解体等工事」という。)の受注者、自主施工者及び特定工事を施工する者(法18条の17)

- ・特定工事に該当しないことが明らかな建設工事：H18年9月1日以後に設置工事に着手した建築物を解体・改造・補修する作業を伴う建設工事、建築物等の内、H18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事。この場合は法18条の17は適用されない。(規則16条の5)

(筆者注)建築物等とは、法2条11項で「特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物」と定義されているが、ここでいう建築物等とは、4)の(4)に記載する一定規模以上の「全ての建築物その他の工作物」と解釈する方が合理的である。

(7) 水銀排出施設を設置している工場・事業場及び設置しようとする工場・事業場(法18条の23、法18条の24)(2018年4月1日施行の改正大気汚染防止法で追加された。)

- ・水銀等：水銀及びその化合物(法2条12項)
- ・水銀排出施設：（ ）ボイラー(小型石炭混焼ボイラー(ばい煙発生施設であってバーナーの燃焼能力が重油換算で10万 /h未満)、石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー(ばい煙発生施設であってバーナーの燃焼能力が重油換算で10万 /h以上のもの))、（ ）廃棄物焼却炉(大気汚染防止法に規定する廃棄物焼却炉(火格

子面積が2㎡以上のもの又は焼却能力が200kg/h以上のもの)、 廃棄物処理法に規定する一般廃棄物焼却炉若しくは産業廃棄物焼却炉(火格子面積が2㎡以上のもの又は焼却能力が200kg/h以上のもの等で、専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合で且つ規定された一部のものを除く。)等の計9分類の施設(法2条13項、令3条の5、規則5条の2、規則別表第三の三)

(8) 特定施設を設置している工場・事業場(法17条1項)

- ・ 特定施設：物の合成、分解その他の化学的処理に伴い特定物質を発生する施設(ばい煙発生施設を除く。規模若しくは発生量による裾切り規定なし。)(法17条1項)
- ・ 特定物質：アンモニア、弗化水素、ホルムアルデヒド、メタノール、塩化水素、塩素、ベンゼン、フェノール、硫酸、メルカプタン等計28物質(法17条1項、令10条)

(9) 条例による横出し規定の適用を受ける工場・事業場等(法32条)

- ・ 条例により、上記(1)～(7)の対象施設・作業の拡大、また、(1)～(7)に規定された規制内容等を拡大する規定が定められている場合がある。(法4条に規定されているばいじん及び有害物質についての「上乘せ規定」とは別。)

(10) 事業者(法17条の2、法17条の14、法18条の33、法18条の37)

- ・ 「事業者」の定義なく、規模も規定されていないが、事業者は、その事業活動に伴うばい煙、揮発性有機化合物、水銀等、有害大気汚染物質の大気中への排出・飛散の状況を把握するとともに当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようしなければならない。
- ・ 有害大気汚染物質：該当する可能性のある物質として248物質がリストアップされ、そのうち、特に優先的に対策に取り組むべき物質(優先取組物質)として23種類の物質(アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー等)がリストアップされている。(法2条15項、平成22年6月の「中央環境審議会答申(第9次答申)」の中の「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」)

(11) 指定物質排出施設を設置する工場・事業場(法附則9項)

- ・ 指定物質：当分の間、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならないものとしてベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質が政令で定められている。(令附則3項)
- ・ 指定物質排出施設：ベンゼン(体積百分率で60%以上のものに限る。)を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1,000m<sup>3</sup>/h以上のもの、原料の処理能力が20トン/h以上のコークス炉、ベンゼン回収用の蒸留施設(常圧蒸留施設を除く。)等の計11施設で、工場・事業場に設置されるものに限る。(令附則4項、令別表第六)

(12) 工場・事業場における事業活動に伴う健康被害物質(ばい煙、特定物質又は粉じん)の大気中への排出・飛散により、人の生命又は身体を害した者(法25条)

- ・ 工場・事業場の定義はなくまた規模の規定もないが、事業活動に伴う健康被害物質(ばい煙、特定物質又は粉じん)の大気中への排出・飛散により、人の生命又は身体を害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任が課される(無過失損害賠償責任)。

4) 大気汚染防止法に基づき届出を要する事項

(1) ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設の設置届又はそれらの構造等変更届(法6条第1項、法8条第1項、法17条の5 1項、法17条の7 1項、法18条1項及び3項、法18条の6 1項及び3項、法18条の23及び法18条の25)(経過措置規定：法7条、法17条の6、法18条の2、法18条の7他)

- ・ 伝熱面積が10m<sup>2</sup>未満でバーナーの燃焼能力が重油換算で50 /h以上のボイラー(以下、

「小型ボイラー」と記す。）もばい煙発生施設の設置届が必要。（S60.06.10付の環境庁大気保全局長通達）

・届出が受理されてから60日経過後でなければ設置・変更の工事に着手してはならない。（法10条1項、法17条の9、法18条の9、法18条の27） 但し、短縮願により期間短縮可（法10条2項、法17条の13、法18条の13、法18条の31）

・法施行時に既に該当施設を設置している者（設置工事をしている者を含む。）は法施行日から30日以内に届出要。（法7条、法17条の6、法18条の2、法18条の7、法18条の24）

**（2）ばい煙発生施設が設置されている工場・事業場の総量規制に係る届出**（法5条の2、法5条の3、令7条の2、令7条の3）

・「指定ばい煙」ごとに定められている「指定地域」において、ばい煙発生施設を設置し、原料・燃料使用量の合計量を重油に換算した量が、定められた量以上の工場・事業場（「特定工場等」）は、条例に基づき「総量規制に係るばい煙発生施設使用計画届出」により届け出なければならない。

小型ボイラーも総量規制の対象となる。（S60.06.10付の環境庁大気保全局長通達）

・指定ばい煙：いおう酸化物（SO<sub>x</sub>）と窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）（法5条の2、令7条の2）

・指定地域：

**（1）いおう酸化物総量規制の指定地域：**千葉市・市川市・市原市他の地域、東京都特別区他の地域、横浜市・川崎市他の地域、名古屋市他の地域、四日市市他の地域、京都市他の地域、大阪市他の地域、姫路市他の地域、和歌山市他の地域、倉敷市の地域、大竹市の地域、宇部市他の地域、北九州市他の地域、大牟田市の地域等、全国主要24地域。（法5条の2、令7条の3、令別表第三の二）

**（2）窒素酸化物総量規制の指定地域：**[東京都特別区、武蔵野市、三鷹市他の地域]、[横浜市、川崎市及び横須賀市の地域]、[大阪市、堺市、高石市、門真市他の地域]の全国で3地域。（法5条の2、令7条の3、令別表第三の三）

・いおう酸化物総量規制の対象となる工場・事業場の規模は、原料・燃料の使用量（定格）の合計量を重油に換算した量が1.0k /h以下～0.1k /h以上の間で都道府県知事が定める。

例えば、[大阪市他の地域]では0.8k /h以上と定められている。尚、指定地域内にあり、すべてのばい煙発生施設についての原料・燃料使用量の合計量を重油に換算した量が1.0k /h以上である特定工場等には、すべていおう酸化物総量規制が適用される。（法5条の2、規則7条の2 1項、規則7条の3 2項若しくは3項）

・窒素酸化物総量規制の対象となる工場・事業場の規模は、原料・燃料の使用量（定格）の合計量を重油に換算した量が10k /h以下～1.0k /h以上の間で都道府県知事が定める。

例えば、[大阪市他の地域]では2.0k /h以上と定められている。尚、指定地域内にあり、すべてのばい煙発生施設についての原料・燃料使用量の合計量を重油に換算した量が10k /h以上である特定工場等には、すべて窒素酸化物総量規制が適用される。（法5条の2、規則7条の2 2項、規則7条の4 2項若しくは3項）

**（3）特定粉じん排出等作業の実施届**（法18条の15、規則10条の4）

・「特定粉じん排出等作業」の発注者又は自主施工者は、「特定粉じん排出等作業」の開始の日の14日前までに都道府県知事に届け出なければならない。

**（4）解体等工事の調査結果の知事への報告**（法18条の17）

・解体等工事の受注者及び自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否か

について、工事開始前に図面及び目視により調査しなければならない。

- ・ 一定規模以上の建築物（＊）の解体等工事の元請業者又は自主施工者は、上記の調査結果について、特定建築材料使用の有無にかかわらず、都道府県等に報告しなければならない。（2021年4月1日施行の改正大気汚染防止法における新たな要求事項。ただし、ここでいう都道府県知事への報告義務が生じるのは2022年4月1日から）

（＊）建築物：解体部分の床面積合計が80㎡以上の解体工事又は請負代金の合計が100万円以上の改造又は補修工事

工作物：請負代金の合計が100万円以上の解体、改造又は補修工事

- （5）氏名等の変更届（法11条、法17条の13 2項、法18条の13 2項、法18条の31 2項、規則11条、規則13条）

- ・ ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設の届出をした者は、法人の名称変更、代表者の氏名変更、各施設の使用廃止をしたときは、その日から30日以内に届け出なければならない。

- （6）ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設の届出をした者の地位承継の届出（法12条、法17条の13、法18条の13）

- ・ 地位を承継した者は、承継の日から30日以内に届け出なければならない。

## 5）大気汚染防止法に基づく排出基準・作業基準

- （1）ばい煙に係る排出基準（法3条、法13条）

- （ ）排出基準（法3条）

いおう酸化物：ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量  $q$  ( $\text{Nm}^3/\text{h}$ ) =  $K \times 10^{-3} \text{He}^2$ （ $q$ が許容されるいおう酸化物排出量の上限、 $K$ は政令で定める地域ごとの値、 $\text{He}$ は有効煙突高さ（ $\text{m}$ ））

- ・ 大気汚染防止法によるいおう酸化物の排出基準は、濃度規制ではなく、K値規制（K値に応じた排出量の規制）。（法3条1項、2項1号、令5条、令別表第三、規則3条、規則別表第一）

- ・  $K$ 値は政令で定める地域の区分（16区分）に応じて、3.0～17.5の間で定められている。また、新たに設置されるばい煙発生施設（昭和43年法施行日以降に設置される施設）については特別排出基準として政令で定める地域の区分に応じて1.17～2.34の間で定められている。（法3条第3項、令6条、規則7条1項、規則別表第四）。

- ・ 昭和60年9月9日以前に設置されていたが、設置工事が着手された小型ボイラーについては、いおう酸化物の排出基準（即ち $K$ 値規制）は適用されない。（S60.06.10付の環境庁大気保全局長通達）

ばいじん：ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度の基準（法3条1項、2項2号、規則4条、規則別表第二、別表第五）。

- ・ 特定の地域に限り新たに設置されるばい煙発生施設については、特別排出基準が適用される。（法3条第3項、規則7条2項、規則別表第五）

- ・ ばいじんの排出基準、特別排出基準とも、ばい煙発生施設の種類、規模によって異なる。例えば、ガス専焼ボイラーについては、排ガス量が4万 $\text{Nm}^3/\text{h}$ 以上の場合は0.05g/ $\text{Nm}^3$ 以下（特別排出基準：0.03g/ $\text{Nm}^3$ 以下、以下同様に表示する。）（いずれも排ガスの酸素濃度5%換算値、以下同様）、排ガス量が4万 $\text{Nm}^3/\text{h}$ 未満の場合は0.10g/ $\text{Nm}^3$ 以下（0.05g/ $\text{Nm}^3$ 以下）、重油その他の液体燃料を燃焼させるボイラーについては、排出ガス量が20万 $\text{Nm}^3/\text{h}$ 以上の場合は0.05g/ $\text{Nm}^3$ 以下（0.04g/ $\text{Nm}^3$ 以下）（いずれも酸素濃度4%換算値、以下同様）、排出ガス量が20万 $\text{Nm}^3/\text{h}$ 未

満～4万Nm<sup>3</sup>/h以上の場合は0.15g/Nm<sup>3</sup>以下(0.05g/Nm<sup>3</sup>以下)、排出ガス量が4万Nm<sup>3</sup>/h未満～1万Nm<sup>3</sup>/h以上の場合は0.25g/Nm<sup>3</sup>以下(0.15g/Nm<sup>3</sup>以下)、排出ガス量が1万Nm<sup>3</sup>未満の場合は0.30g/Nm<sup>3</sup>以下(0.15g/Nm<sup>3</sup>以下)。なお、規則の附則により上記とは別の基準が定められている場合があるので要注意。

- ・ 条例により上乗せ基準が定められている場合がある。(法4条)
- ・ 昭和60年9月9日以前に設置されていたか、設置工事が着手された小型ボイラーについては、ばいじんの排出基準は適用されない。また、昭和60年9月9日以降に設置された小型ボイラーの内、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油又はA重油)を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについても、ばいじんの排出基準が適用されない。(S60.06.10付の環境庁大気保全局長通達)

**有害物質( に記す特定有害物質を除く。)**：ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される有害物質の濃度の基準(法3条2項3号、規則5条、規則別表第三(NO<sub>x</sub>を除く有害物質の排出基準)、規則別表第三の二(NO<sub>x</sub>の排出基準))

- ・ **NO<sub>x</sub>を除く有害物質の排出基準**：有害物質の種類ごとに、また、ばい煙発生施設の種類ごとに定められている(規則別表第三)。例えば、ばい煙発生施設に該当する廃棄物焼却炉では、塩化水素濃度は700mg/Nm<sup>3</sup>以下(排ガスの酸素濃度12%換算値)。
- ・ **NO<sub>x</sub>の排出基準**：ばい煙発生施設の種類、規模によって異なる(規則別表第三の二)。小型ボイラーについては、と同様昭和60年9月9日以前に設置されていたか、設置工事が着手された小型ボイラーについては、NO<sub>x</sub>の排出基準は適用されない。(S60.06.10付の環境庁大気保全局長通達)

例えば、重油その他の液体燃料を燃焼させるボイラーについては、排出ガス量が50万Nm<sup>3</sup>/h以上の場合は、排出ガス中の酸素濃度を規則別表第三の二の備考に示された濃度に換算した値(この例の場合は酸素濃度4%に換算した値、以下同様)が130ppm/Nm<sup>3</sup>以下、排ガス量が50万Nm<sup>3</sup>/h未満～1万Nm<sup>3</sup>/h以上の場合は150ppm/Nm<sup>3</sup>以下、排出ガス量が1万Nm<sup>3</sup>未満の場合は180ppm/Nm<sup>3</sup>以下。なお、規則の附則により上記とは別の基準が定められている場合があるので要注意。

- ・ 条例により上乗せ基準が定められている場合がある。(法4条)

**燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で環境大臣が定めるもの(「特定有害物質」)**に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される特定有害物質に関して、種類と排出口の高さに応じて定められる許容限度(法3条2項4号)(注：2021年3月31日現在未制定)

( ) **ばい煙の排出の制限(法第13条)**

- ・ ばい煙排出者は、ばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

( 2 ) **指定ばい煙に係る総量規制基準(法5条の2、法13条の2)**

( ) **総量規制基準(法5条の2、規則7条の3、規則7条の4)**

- ・ 総量規制基準は全国一律ではなく、都道府県ごとに定められる。
- ・ 指定ばい煙に関しての総量規制基準の規制方式には、原料・燃料使用量方式(規則7条の3 1項1号)と規制前いおう酸化物排出量をもとに算出する方式(「最大重合地上濃度」方式)(規則7条の3 1項2号)とがある。
- ・ 指定ばい煙の総量の算出式は、例えば原料・燃料使用量方式では、いおう酸化物、窒素酸化物とも、 $Q(\text{Nm}^3/\text{h}) = a \cdot W^b$

新たにばい煙発生施設が設置されるとき（SOx総量規制に関しては昭和49年11月30日以降、NOx総量規制に関しては昭和56年9月30日以降に設置されるとき）は、 $Q = a \cdot W^b + r \cdot a[(W + W_i)^b - W^b]$ 。

Wはすべてのばい煙発生施設で使用する原料・燃料の合計量(重油に換算したk /h)、W<sub>i</sub>は新たに設置されるばい煙発生施設で使用する原料・燃料の合計量(重油に換算したk /h)。a、b及びrは都道府県知事が定める定数。

- ・ 上記をもとに、工場・事業場ごとに「総量規制に係るばい煙発生施設使用計画届出」により届け出たSOx又はNOxの排出量以下で操業することが必要。（法5条の2、規則7条の3、規則7条の4）

( ) 指定ばい煙の排出の制限（法13条の2）

- ・ 総量規制基準に適合しない指定ばい煙を排出してはならない。

(3) 燃料使用基準（法15条、法15条の2）

- ( ) いおう酸化物に係るばい煙発生施設で季節により燃料の使用量に著しい変動があるものが密集して設置されている地域（令9条、令別表第四=14地域）では、ばい煙発生施設で燃料使用基準に適合しない燃料を使用していると都道府県知事が認めるときは、燃料使用基準に従うべきことを勧告されることがある。（法15条、規則14条、昭46厚・通告1「大気汚染防止法第15条第3項の規定に基づく燃料使用に関する基準」）
- ( ) いおう酸化物に係る指定地域において、特定工場等以外の工場・事業場における燃料の使用が燃料使用基準に適合していないと都道府県知事が認めるときは、燃料使用基準に従うべきことを勧告されることがある。（法15条の2、規則14条、昭51環告1「大気汚染防止法第15条の2第3項の規定に基づく燃料使用に関する基準」）

(4) 揮発性有機化合物の排出基準（法17条の4、規則15条の2、規則別表第五の二）

( ) 排出基準（規則別表第五の二）

揮発性有機化合物排出施設ごとに排出基準が定められている。例えば、揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（送風機若しくは排風機の能力が3,000m<sup>3</sup>/h以上）では、600ppmC/m<sup>3</sup>以下。

( ) 排出基準の順守義務（法17条の10）

(5) 水銀等の排出基準（法18条の22、規則16条の11、規則別表第三の三、規則附則2条1項、3項、4項、5項、規則附則別表第一、規則附則別表第二）

( ) 排出基準（規則16条の11、規則別表第三の三、規則附則別表第一、規則附則別表第二）

- ・ 法施行日（2018年4月1日）以降に設置された水銀排出施設の排出基準は、規則別表第三の三による。

例えば、廃棄物焼却炉では、30 μg/Nm<sup>3</sup>以下（排ガスの酸素濃度12%換算値）

- ・ 法施行日（2018年4月1日）に設置されている水銀排出施設（設置工事中のものを含む。）の排出基準は、当分の間、規則附則別表第一の基準が適用される。

例えば、廃棄物焼却炉では、50 μg/Nm<sup>3</sup>以下（排ガスの酸素濃度12%換算値）

なお、この規定は、法施行日（2018年4月1日）から2年間は適用されない。

( ) 排出基準の順守義務（法18条の28）

(6) 水銀等に係る要排出抑制施設設置者の自主的取り組み（法18条の32、令10条の2、令別表第四の二）

水銀等の排出量が相当程度多い施設で、排出を抑制することが適当である要排出抑制施設（製鉄の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）と製鋼の用に供する電気炉）の設置者は、排出抑制のための自主的取組として、自ら遵守すべき基準の作成、水銀の濃度の測定・記録・保存等を行うとともに、その実施状況及び評価を公表しなければならない。

**（7）一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準順守義務**（法18条の3、規則16条、規則別表第六）

- ・一般粉じん発生施設の種類によって、一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置、散水設備によって散水、防じんカバーで覆うなど、どれか一つを講じることが規定されている。
- ・一般粉じんについて、排出口や敷地境界線での規制基準はない。

**（8）特定粉じん発生施設の敷地境界における基準**（法18条の5、法18条の10、規則16条の2）

**（ ）敷地境界基準**（法18条の5、規則16条の2）

- ・大気中の石綿10本 / 以下

**（ ）敷地境界基準の順守義務**（法18条の10）

**（9）特定粉じん排出等作業の作業基準**（法18条の14、法18条の18、規則16条の4、規則別表第七）

（筆者注）特定粉じん排出等作業には、排出基準はなく、以下の作業基準を順守することが規定されている。

- ・作業場所に法定記載事項（特定粉じん排出等作業の実施届の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名 / 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 / 特定粉じん排出等作業の実施の期間等）を記載した「揭示板」を設置しなければならない。
- ・特定粉じんが飛散しないような措置（規則別表第七に規定されている。）を講じなければならない。
- ・元請業者には、石綿含有建材の除去等作業結果の発注者へ報告、作業結果の記録の作成と記録の3年間保存が義務付けられた。また、元請業者又は自主施工者には、特定粉じんに関する知識を持つ者（石綿作業主任者又は事前調査における一定の知識を有する者）による作業終了時の目視による確認が義務付けられた。（2021年4月1日施行の改正大気汚染防止法における新たな要求事項）

**（10）解体等工事の調査結果の発注者への報告**（法18条の17、規則16条の5～規則6条の10）

- ・解体等工事の受注者（元請業者）又は自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて事前に調査（\*）し、解体等工事の開始日までに（特定工事に該当する場合は特定粉じん排出等作業の開始日の14日前までに）、受注者（元請業者）は当該解体等工事の発注者に当該調査結果について書面を交付して説明しなければならない。（法18条の17、規則16条の6、規則16条の7）

（\*）2023年10月1日からは、必要な知識を有する者により調査させることが必要になる。

- ・上記の調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、調査結果等を解体等工事の場所に揭示しなければならない（「揭示板」の設置）。（法18条の17 4項、規則16条の9、規則16条の10）（筆者注：特定工事に該当しないことが判明した場合でも、揭示板を設置しなければならない。）

**（11）指定物質抑制基準**：指定物質、指定物質排出施設・規模ごとに定められている。（法附則第9項、環境庁告示第5号「大気汚染防止法附則第9項の規定に基づく指定物質抑制

基準」(平成9年4月1日以前に設置されているか設置工事中の指定物質排出施設には適用せず。)、環境庁告示第6号「大気汚染防止法附則第9項の規定に基づく指定物質抑制基準」(平成9年4月1日以前に設置されているか設置工事中の指定物質排出施設に適用)(法附則9項)

## 6) 大気汚染防止法に基づく測定・記録

### (1) ばい煙量等の測定・記録(法16条、規則15条)

ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定・記録し、その記録を3年間保存。

#### いおう酸化物

- ・ 大気中に排出されるいおう酸化物が10Nm<sup>3</sup>/h以上のばい煙発生施設：2ヶ月に1回以上測定。
- ・ 総量規制基準が適用されているばい煙発生施設：常時測定。

#### ばいじん

- ・ ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関等：5年に1回以上測定。
- ・ 排ガス量が4万m<sup>3</sup>/h未満のばい煙発生施設及び焼却能力が4,000kg/h未満の廃棄物焼却炉：年2回以上測定。
- ・ 上記以外のばい煙発生施設：2ヶ月に1回以上測定。

#### 窒素酸化物

- ・ 水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉の内、水蒸気改質方式の改質器(水素の製造能力1,000Nm<sup>3</sup>/h未満で、気体状の燃料及び原料のみを使用するもの限る。)及び燃料電池用改質器：5年に1回以上測定。
- ・ 排ガス量が4万m<sup>3</sup>/h以上のばい煙発生施設：2ヶ月に1回以上測定。
- ・ 排ガス量が4万m<sup>3</sup>/h未満のばい煙発生施設：年2回以上測定。
- ・ 総量規制基準が適用されているばい煙発生施設：常時測定。

#### 窒素酸化物以外の有害物質

- ・ 排ガス量が4万m<sup>3</sup>/h以上のばい煙発生施設：2ヶ月に1回以上測定。
- ・ 排ガス量が4万m<sup>3</sup>/h未満のばい煙発生施設：年2回以上測定。

### (2) 揮発性有機化合物濃度の測定・記録(法17条の12、規則15条の3)

揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を年1回以上測定・記録し、その記録を3年間保存。

### (3) 特定粉じん濃度の測定・記録(法18条の12、規則16条の3)

敷地境界線における大気中の特定粉じん濃度を1回/6月以上測定し、その記録を3年間保存。

### (4) 水銀濃度の測定・記録(法18条の30、規則16条の12)

例えば、ボイラー、廃棄物焼却炉等の水銀排出施設で排ガス量が4万m<sup>3</sup>/h以上の場合は4ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上(3回/年以上)、排ガス量が4万m<sup>3</sup>/h未満の場合は6ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上(2回/年以上)、専ら銅・鉛・亜鉛の硫化鉱を原料する乾燥炉並びに廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉では年1回以上測定し、その記録を3年間保存。

## 7) 大気汚染防止法に基づく事故時の措置(法17条)

(1) 事故時に都道府県知事に通報しなければならない工場・事業場

以下の工場・事業場は、ばい煙発生施設又は特定施設について故障・破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に排出されたときは、直ちに事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。但し、石炭法の規定による通報をした場合は、本規定による通報は不要。

) ばい煙発生施設を設置している工場・事業場

) 物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する特定物質を発生する施設(「特定施設」)を設置している工場・事業場

(2) 措置内容：応急措置をし、復旧に努めるとともに、事故の状況について都道府県知事への通報、都道府県知事から措置命令があった場合の措置

8) 大気汚染防止法に基づく緊急時の措置(法23条、令11条、令別表第五、規則17条)

・ 硫酸化合物、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素若しくはオキシダントに係る大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害若しくは重大な被害が生ずる場合(行政による判断基準は令別表第五)は、都道府県知事により、ばい煙を排出する者、揮発性有機化合物を排出・飛散させる者又は自動車の使用者・運転者に対し、ばい煙排出量等の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求められる場合と、ばい煙排出者若しくは揮発性有機化合物排出者に対して必要な措置をとるべきことを命じられる場合とがある。

・ 法23条の規定(大気汚染による緊急時の措置手順)を受けて、条例で具体的な規制内容が規定される。都道府県知事が工場・事業場に削減の協力を求める汚染のレベルと削減を命じる汚染のレベルとが令別表第五に示されている。汚染のレベルによって条例で注意報、警報、重大警報、重大緊急警報などに分類しているところもある。

条例の例：「東京都大気汚染緊急時対策実施要綱(オキシダント)」

9) 大気汚染防止法に基づく損害賠償

(1) 事業者の無過失損害賠償責任。但し、不遡及の原則が適用される。：工場又は事業場における事業活動により、人の生命又は身体を害したとき。(法25)

(2) 共同不法行為(民法719条)の場合：損害が複数の事業者の健康被害物質の大気中への排出により生じた場合は、共同不法行為責任が問われ、連帯責任となるが、当該損害の発生に関してその原因の程度が著しく小さいときは裁判所によって事情が斟酌される。(法25条の2)

(3) 損害の発生に関して天災その他の不可抗力が競合したとき：裁判所によってこれが斟酌される。(法25条の3)

(4) 損害賠償請求権の時効：被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から5年、損害発生時から20年(法25条の4)が経過したときは、時効によって損害賠償請求権が消滅する。

10) 大気汚染防止法に定められている罰則(法33条~37条)(以下の(1)~(4)は、法人と行為者の両方が罰せられる(両罰規定))

(1) 1年以下の懲役又は百万円以下の罰金

・ ばい煙発生施設の設置届出をした際の計画変更命令、その他改善命令・措置命令・計画変更命令・一時停止命令等に違反した者。

(2) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(過失による場合は、3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金)

・ ばい煙発生施設の排出基準に違反した者、ばい煙発生施設の総量規制基準に違反した

者。

(揮発性有機化合物、特定粉じん、水銀等の排出基準違反に対する罰則規定はない。)

- ・ 事故時の措置命令に違反した者。
- ・ 一般粉じん発生施設についての基準適合命令、一時停止命令に違反した者。
- ・ 特定粉じん排出等作業の方法に関する計画変更命令に違反した者。
- ・ 特定粉じん排出等作業についての作業基準順守命令に違反した者、一時停止命令に違反した者。
- ・ 緊急時の措置命令に違反した者。

### (3) 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ・ ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設の設置届出及び構造等変更届出並びに特定粉じん排出等作業の実施届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
- ・ 燃料使用基準適合命令に違反した者。

### (4) 30万円以下の罰金

- ・ ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設についての経過措置規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ・ 一般粉じん発生施設の設置届・構造等変更届をせず、又は虚偽の届出をした者。
- ・ 実施制限規定に違反した者。
- ・ ばい煙量等又は水銀濃度の測定・記録をしなかった者、虚偽の記録をした者、記録を3年間保存しなかった者。
- ・ 行政による報告命令に違反した者。

### (5) 10万円以下の過料

- ・ 規定された期間内に氏名変更等届出及び承継に伴う届出をせず又は虚偽の届出をした者。
- ・ 規定された期間内にばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設の廃止届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
- ・ 災害その他非常の事態発生時の特定粉じん排出等作業の実施届出をせず、又は虚偽の届出をした者。

以上

## 2 . 悪臭防止法解説

### 1 ) 悪臭防止法制定・改正の背景と経緯

1967年に日本で初めて公害対策を総合的に行うための公害対策基本法が制定され、その中で典型7公害として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭が規定された。しかし、公害対策基本法制定後も悪臭については具体的な規制基準が制定されなかったが、1971年になって悪臭防止法が制定された。当時の規制対象物質は5物質であったが、その後徐々に規制対象物質が追加され、1993年には10物質追加され、規制対象物質としての特定悪臭物質の合計数が今日の22物質となった。いずれも物質ごとの濃度規制であったが、1995年の悪臭防止法の改正(1996年4月1日施行)で、複合臭や未規制物質に対応できる規制方式として臭気指数規制が追加され、また、臭気の測定方法として嗅覚測定法(3点比較式臭袋法等)が採用された。

なお、公害対策基本法は、1993年11月の環境基本法の施行により廃止されたが、環境基本法においてもその第2条第3項で、上記7項目を「公害」と定義している。

### 2 ) 悪臭防止法の目的

- ・法の目的は、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することである
- ・この資料では、主として工場・事業場に適用される規制事項について、この資料使用時の利便性を考え箇条書きにまとめた。また、法令を参照しやすいように、規制内容ごとに、それを定めている法令の箇条を示した。以下、悪臭防止法を法、悪臭防止法施行令を令、悪臭防止法施行規則を規則と略して記載する。

### 3 ) 悪臭防止法の適用を受ける工場・事業場等

#### (1) 規制地域内のすべての工場・事業場(法3条、法4条、法7条、法8条)

- ・規制地域とは、都道府県知事(市の区域内の地域については市長)が住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認め指定した地域をいう。(法3条)
- ・規制地域内で事業活動に伴い悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。)を排出(漏出を含む。)させるか若しくはそのおそれがある工場・事業場は、業種、規模及び取扱物質を問わず、すべて対象となる。(法4条1項、2項、法7条)
- ・悪臭とは「生活環境を損なうおそれのある不快な臭い。」をいう。(法8条等からの解釈)
- ・特定悪臭物質とは、不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれがある物質として悪臭防止法で定められた以下の22物質をいう。(法2条1項、令1条)

アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、①ノルマル吉草酸、②イソ吉草酸。(法2条1項、令1条)

#### (2) 工場・事業場を有する者を含む全ての国民(法14条他)

#### (3) 条例で上乘せ規定がある場合若しくは横出しとして上記以外に別の定めがされている場合は、その定めの対象となっている者。(法23条)

#### 4) 規制地域内の工場・事業場がしなければならない事項

##### (1) 規制地域内のすべての工場・事業場

- ・ 工場・事業場や施設について、事前に届出を要する事項は何もない。
- ・ 以下の二つの規制基準のいずれかの基準で規制することが規定されている。 (法4条)

(筆者注) 濃度規制と臭気指数規制の両方が課されることは原則としてない。

特定悪臭物質の濃度による規制基準 (1号規制基準/2号規制基準/3号規制基準) (法4条1項)

臭気指数による規制基準 (1号規制基準/2号規制基準/3号規制基準) (法4条2項)

1号規制基準: 工場・事業場の敷地境界線の地表における特定悪臭物質の濃度の許容限度、又は敷地境界線の地表における大気の臭気指数の許容限度。

2号規制基準: 煙突その他の気体排出施設の排出口における排出口の高さに応じた特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度の許容限度、又は排出口の高さに応じた臭気排出強度又は排出気体の臭気指数の許容限度。1号規制基準の許容限度を基礎とする。

3号規制基準: 工場・事業場の敷地外における排水中の特定悪臭物質の濃度の許容限度、又は排水の臭気指数の許容限度。1号規制基準の許容限度を基礎とする。

##### ) 特定悪臭物質の濃度による規制基準 (法4条1項)

( ) 都道府県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じて当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに規制基準を定める。当該規制地域内で特定悪臭物質を取り扱っている工場・事業場は、すべて悪臭防止法の対象となる。

( ) 特定悪臭物質の濃度の測定方法は「昭47環告9 (特定悪臭物質の測定の方法)」による。(規則5条) その他の参考資料:「特定悪臭物質測定マニュアル」(監修 環境庁大気保全局大気生活環境局 編集 日本環境衛生センター)

( ) 悪臭防止法には、特定悪臭物質の濃度の測定義務の規定はなく、したがって測定頻度等についての規定もない。

##### ( ) 特定悪臭物質の濃度による規制基準

都道府県知事等が定める敷地境界線の地表における特定悪臭物質ごとの濃度の許容限度 (1号規制基準) (法4条1項 1号、規則2条、規則別表第一)

都道府県知事が定める煙突その他の気体排出施設の排出口における特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度の許容限度 (2号規制基準) (法4条1項 2号、規則3条)

- ・ 流量の許容限度は特定悪臭物質 (メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。) の種類ごとに次の式により算出する。

$$q (\text{Nm}^3/\text{h}) = 0.108 \times \text{He}^2 \cdot C_m$$

(Heは有効排出口高さ (m)、 $C_m$ は に記載した敷地境界線の地表における定められた規制基準 (ppm) )

- ・ 有効排出口高さ (He) が5m未満の場合は、この式は適用されない。(規則3条1項)

都道府県知事が定める工場・事業場からの特定悪臭物質を含む排水の敷地外で

の排水水中の特定悪臭物質の濃度の許容限度（3号規制基準）（法4条1項 3号、規則4条）

- ・特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により排水中の濃度の許容限度を算出する。

$$C_{LM}(\text{排水中の濃度 (mg/ )}) = k \times C_m$$

（kは規則別表第二で規定する特定悪臭物質の種類及び排水の量ごとに定められた値、 $C_m$ は 示した $C_m$ と同じ。）

#### ）臭気指数による規制基準（法4条2項）

（ ）規制地域のうち、示した特定悪臭物質の濃度による規制基準によっては十分でないと認められる区域があるときは、都道府県知事等は、示した規制基準に代えて、以下の規制基準（いわゆる複合臭についての臭気指数による規制基準）を定めることができる。業種、規模及び取扱物質に関わりなく、当該規制区域内のすべての工場・事業場がその臭気指数規制の対象となる。

（ ）6段階臭気強度表示法で、臭気指数とリンクした臭気強度が定められている（\*）。（「臭気指数規制ガイドライン」（平成13年3月 環境省環境管理局））

（\*）0（無臭）～5（強烈なにおい）

（ ）臭気指数及び臭気排出強度の測定方法は「平7環告63（臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法）」による。（法2条2項、規則1条）

臭気指数とは、3点比較式臭袋法又は3点比較式フラスコ法により、試料を臭気を感じられなくなるまで無臭空気又は無臭水で希釈したときの希釈倍数（臭気濃度）の対数値に10を乗じた値のことをいう。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{臭気濃度})$$

（ ）悪臭防止法には、臭気指数又は臭気強度の測定義務の規定はなく、したがって測定頻度等についての規定もない。

（ ）臭気指数による規制基準

都道府県知事が定める敷地境界線の地表における臭気指数の許容限度（1号規制基準）（法4条2項 1号、規則6条）

- ・臭気指数は、10以上21以下の範囲で、都道府県知事が条例で定める。（規則6条）

都道府県知事が定める煙突その他の気体排出施設の排出口における臭気排出強度又は臭気指数の許容限度（2号規制基準）（法4条2項 2号、規則6の2条）

- ・排出口の高さが15m以上の施設では臭気排出強度。（規則6条の2 1項1号）規則6条の2 1項1号に排出ガスの臭気排出強度の許容限度の算出式が示されている。

- ・排出口の高さが15m未満の施設では臭気指数。（規則6条の2 1項 2号）規則6条の2 1項2号に排出ガスの臭気指数の許容限度の算出式が示されている。

- ・参考文献：「よくわかる臭気指数規制2号基準」（環境省水・大気環境局大気生活環境室）

都道府県知事が定める工場・事業場からの排出水の敷地外での臭気指数の許容限度（3号規制基準）（法4条2項 3号、規則6の3条）

・排出水の臭気指数の許容限度の算出式： $I_w$ （排出水の臭気指数）= L（上記）の（ ）の敷地境界線の地表における臭気指数の許容限度）+ 16

#### ）共通

（ ）規制地域内に工場・事業場を設置している者は、当該規制地域についての規制基準を順守しなければならない。（法7条）

（ ）市町村長による改善勧告、改善命令に従う。（法8条）

事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快な臭いにより住民の生活環境が損なわれていると市町村長が認めるときは、必要な措置を執るべきことを勧告されることがあり、勧告に従わなかった場合は当該措置を執るよう命令されることがある。この命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金が科される。（法24条）

（ ）事故時の措置（法10条）

・規制地域内に工場・事業場を設置している者は、当該工場・事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかに復旧する。（法10条1項）

・当該事故を発生させた者は、直ちに、その事故の状況を市町村長に通報する。ただし、大気汚染防止法他の法令に基づいて通報した場合は、この通報はしなくてもよい。（法10条2項）

### （2）工場・事業場を有する者を含む全ての国民

）国民の責務（法14条）

何人も、住居が集合している地域では、飲食物の調理、愛がんする動物の飼育その他の日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策に協力する。

）悪臭が生ずる物の焼却禁止（法15条）

何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の焼却に伴って悪臭が生じるものを野外で多量に焼却してはならない。

）水路等における悪臭の防止（法16条）

下水溝、河川、池沼、港湾その他の汚水が流入する水路又は場所の管理者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように、その水路又は場所を適切に管理しなければならない。

### 5）罰則

（1）1年以下の懲役又は百万円以下の罰金

法8条2項の規定（市町村長による改善命令）に違反した者

（2）6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

法10条3項の規定（事故時の市町村長による措置命令）に違反した者

（3）30万円以下の罰金

法20条1項の規定（市町村長への報告、市町村長による検査）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は、検査を拒み、妨げ、忌避をした者

(4)(1)～(3)について、行為者の他、法人も罰金刑が科される。

(筆者注) 特定悪臭物質の濃度による規制基準の逸脱及び臭気指数による規制基準の逸脱に対する罰則規定はない。

以上

### 3 . 水質汚濁防止法解説

#### 1 ) 水質汚濁防止法の制定・改正の背景と経緯

19世紀後半に足尾銅山鉍毒事件に代表される鉍山開発による水質汚濁が大きな社会問題となり、20世紀には特に戦後になって、日本の産業の急速な発展とともにイタイタイ病、水俣病、第二水俣病（新潟水俣病）などが深刻な社会問題となったが、その他にも全国の都市或いは都市近郊の河川や海域の水質汚濁とそれに伴う異臭が深刻になってきた。1958年に「公共用水域の水質の保全に関する法律」（水質保全法）及び「工場排水などの規制に関する法律」（工場排水規制法）の水質2法が制定され、指定された水域における排水規制が導入された。1970年12月のいわゆる公害国会では旧水質2法に代えて水質汚濁防止法が制定された。従来法との主な違いは、経済との調和条項が削除された、個別水域指定を廃止し全国一律の排水規制が導入された、条例による上乘せ・横出しが可能になった、排水基準違反に対する直罰制が導入された、などである。1972年に無過失損害賠償責任が導入された。1973年に水質汚濁防止法の特別法である瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、瀬戸内海海域において日本で最初のCOD総量規制が始まった。1978年の水質汚濁防止法の改正により閉鎖性水域である東京湾及び伊勢湾にもCOD総量規制が導入され、第一次COD総量規制が始まった。1989年に地下浸透規制が導入された。2001年に富栄養化の原因物質である窒素とリンの総量規制（第五次総量規制）が導入された。2019年4月1日からはCOD、窒素及びリンについて第八次総量規制が適用されている。水質汚濁防止法は、略して水濁法と呼ばれることがある。

#### 2 ) 水質汚濁防止法の目的等

- ・水質汚濁防止法の目的は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任を定めて被害者の保護を図ることである。（法1条）
- ・上記 に関しては、法第2章の2（生活排水対策の推進）に於いて主として行政のするべき事項が定められており、工場・事業場が直接係わるものが少ないので、この資料では、に係る規制内容について、この資料使用時の利便性を考え箇条書きにまとめた。また、法令を参照しやすいように、規制内容ごとに、それを定めている法令の箇条を示した。以下、水質汚濁防止法を法、水質汚濁防止法施行令を令、水質汚濁防止法施行規則を規則と略して記載する。

#### 3 ) 水質汚濁防止法の適用を受ける工場・事業場の設置者等

**（1）工場・事業場から公共用水域に水を排出する者で特定施設の設置者及び設置しようとする者（汚水等を含む水を公共用水域に排出する有害物質使用特定施設を含む。）。**（法5条1項、法6条）

- ・特定施設：令別表第一で業種等により1から74までに区分（枝番を数え、削除番号を除くと100区分）し、それぞれの区分において水洗施設、洗浄施設、ろ過施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設等を特定施設として定義している。（法2条2項、令1条、令別表第一） 法2条6項で、指定地域特定施設（令3条の2で、指定地域にある201人以上500人以下のし尿浄化槽と定義している。）も特定施設に含むと規定している。
- ・特定施設を設置している工場・事業場を**特定事業場**という。（法2条6項）
- ・**排出水**：特定事業場から公共用水域に排出される水をいう。（法2条6項）
- ・**汚水等**：特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。（法2条7項）
- ・有害物質使用特定施設：次の(2)において定義する。

(2) 工場・事業場から地下に特定地下浸透水を浸透させる者で有害物質使用特定施設の設置者及び設置しようとする者。（法5条2項、法6条）。

- ・ **特定地下浸透水**：有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。（法2条8項）
- ・ **有害物質使用特定事業場**：有害物質使用特定施設を設置する特定事業場。（法2条8項）
- ・ **有害物質使用特定施設**：有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。）。（法2条8項）
- ・ **有害物質**：カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、PCB、ベンゼン、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物、塩化ビニルモノマー等の計28区分の物質。（法2条2項1号、令2条）

(3) 工場・事業場から公共下水道に排水する者で有害物質使用特定施設の設置者及び設置しようとする者又は有害物質貯蔵指定施設の設置者及び設置しようとする者。（法5条3項、法6条）

- ・ **有害物質貯蔵指定施設**：指定施設であって当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある液状の物を貯蔵する施設。貯蔵量の裾切り規定はない。（法5条3項、令4条の4）
- ・ **指定施設**：有害物質（上記(2)参照）を貯蔵・使用するか、指定物質を製造・貯蔵・使用・処理する施設（法2条4項）をいうが、ここでは有害物質を貯蔵するものに限る。（令4条の4）
- ・ **指定物質**：次の(4)を参照

(4) **指定施設を設置する工場・事業場（「指定事業場」という。）の設置者。**（法14条の2 2項）

- ・ **指定施設**：上記(3)参照（ただし、有害物質を貯蔵するものに限らない。）。
- ・ **指定物質**：ホルムアルデヒド、過酸化水素、塩化水素、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、次亜塩素酸ナトリウム、酢酸エチル、硫酸、トルエン、スチレン、キシレン、フェノール類及びその塩類等の計56区分の物質。（法2条4項、令3条の3）

(5) **貯油施設等を設置する工場・事業場（貯油事業場等）の設置者。**（法14条の2 3項）

- ・ **貯油施設等**：原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油及び動植物油を貯蔵する施設、又は油を含む水を処理する油水分離施設。貯蔵量又は処理量の裾切り規定はない。（法第2条第5項、令3条の4、令3条の5）

(6) **特定施設、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の届出をした者からその地位を承継した者**（法11条）

- ・ 承継があった日から30日以内に都道府県知事に届け出る。

(7) **事業者**（法14条の4）

「事業者」の定義なく規模による裾切り規定もないので、ここでは、業種や規模の大きさを問わず、すべての事業者が対象になると解釈すべきであろう。事業者は法第2章（排出水の排出の規制等）に規定する排出水の規制に関して必要な措置を講じることが求められている他、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずることが求められている。

(8) 条例による横出し規定が適用される工場・事業場の設置者等 (法29条)

- 排出水の水質について法で規定する生活環境項目以外の汚染項目(有害物質によるものを除く。)が規制項目として追加されている場合(特定事業場が対象)。
- 特定地下浸透水について法に定める有害物質以外の物質が汚染項目として追加されている場合(特定事業場が対象)。(特定地下浸透水の定義は、3)の(2)参照)
- 特定事業場以外の工場・事業場から公共用水域に排出される水についての規制が設けられている場合。
- 特定事業場以外の工場・事業場から地下に浸透する水について、法に定める有害物質についての規制が定められている場合。

4) 届出を要する事項

(1) 特定施設、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置又はその構造等の変更。(法5条、法7条、規則3条1項、2項、3項、4項、)

- 届出が受理されてから60日経過後でなければ設置・変更の工事等に着手してはならない。但し、短縮願により短縮可。(法9条)
- 法施行時に既に設置しているときは、法施行日から30日以内に届出必要。(法6条)

(2) 特定施設、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者の代表者の氏名等の変更、特定施設・有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の廃止。(法10条)

- 変更若しくは廃止した日から30日以内に届出必要。

(3) 総量規制対象工場・事業場の指定項目についての汚濁負荷量の測定手法

- 総量規制対象工場・事業場：指定地域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排水の量(「日平均排水量」という。)が50m<sup>3</sup>以上の工場・事業場(「指定地域内事業場」という。)(法4条の5、規則1条の4)
- 指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ指定項目について汚濁負荷量の測定手法を届け出なければならない(「汚濁負荷量測定手法届出」)。測定手法を変更するときも同様。(法14条3項、規則9条の2 2項)
- 指定項目：COD、窒素又はリン(法4条の2、令4条の2)
- 指定水域：CODについては東京湾と伊勢湾(瀬戸内海のCOD総量規制については瀬戸内海環境保全特別措置法に拠る)。窒素又はリンについては東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海。(法4条の2、令4条の2)
- 指定地域：指定水域の水質汚濁に影響を及ぼす地域。(法第4条の2、令第4条の2、令別表第二)

東京湾、伊勢湾に係る指定地域：COD並びに窒素又はリンに関して、東京湾に係る指定地域は埼玉県/千葉県/東京都/神奈川県でその河川の水が東京湾に流れ出る地域、伊勢湾に係る指定地域は岐阜県/愛知県/三重県でその河川の水が伊勢湾に流れ出る地域。

瀬戸内海の窒素又はリンに係る指定地域：京都府/大阪府/奈良県/和歌山県/岡山県/広島県/山口県/徳島県/香川県/愛媛県/福岡県/大分県でその河川の水が瀬戸内海に流れ出る地域。(法4条の2、令4条の2)

・ 汚濁負荷量許容限度の計算式

・ COD汚濁負荷量(法4条の5 1項、2項、規則1条の5)

$$\cdot Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$$

Lc : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/D)、Cc : 都道府県知事が定める一定のCOD (mg/L)、Qc : 特定排出水の量 (m<sup>3</sup>/D)

特定排出水 : 工場・事業場からの排水から間接冷却水等汚濁負荷量が増加しない用途に使用された水を引いたもの。(規則1条の5 1項)

- ・ 新たに特定施設が設置される場合などでは、 $Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$

Lc : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/D)、Cc<sub>j</sub>、Cc<sub>i</sub> : 都道府県知事が定める一定のCOD (mg/L)、Cc<sub>o</sub> : 都道府県知事が定める一定のCOD (mg/L) (Ccと同じ。)、Qc<sub>j</sub> : 都道府県知事が定める日以後に増加する特定排出水の量 (m<sup>3</sup>/D)、Qc<sub>i</sub> : 都道府県知事が定める日からQc<sub>j</sub>の都道府県知事が定める日の前日までの間増加する特定排出水の量 (m<sup>3</sup>/D)、Qc<sub>o</sub> : 特定排出水の量 (Qc<sub>j</sub>及びQc<sub>i</sub>を除く。)(m<sup>3</sup>/D)

) N汚濁負荷量 (法4条の5 1項、2項、規則1条の6)

・  $L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$

L<sub>n</sub> : 排出が許容されるN分の汚濁負荷量 (kg/D)、C<sub>n</sub> : 都道府県知事が定める一定のN含有量 (mg/L)、Q<sub>n</sub> : 特定排出水の量 (m<sup>3</sup>/D)

- ・ 新たに特定施設が設置される場合は別計算式による。規則1条の6 2項参照。

) P汚濁負荷量 (法4条の5 1項、2項、規則1条の7)

・  $L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$

L<sub>p</sub> : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/D)、C<sub>p</sub> : 都道府県知事が定める一定のP含有量 (mg/L)、Q<sub>p</sub> : 特定排出水の量 (m<sup>3</sup>/日)

- ・ 新たに特定施設が設置される場合は別計算式による。規則1条の7 2項参照。

#### (4) (1) ~ (3)の届出をした者の地位を承継した者

- ・ 特定施設、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の届出をした者からそれらを譲受・借受した者及び相続・合併・分割によってそれらを承継した者は、その承継等があった日から30日以内にその旨を都道府県知事に届け出る。(法11条 3項)

### 5) 排水基準等の順守

#### (1) 公共用水域 (法2条 1項) への排水基準

- ・ 公共用水域への排水基準は「排水基準を定める省令」に定められている。都道府県によって上乗せ基準が定められている場合がある。(法3条1項、3項、法29条)

) 有害物質の排水基準は「排水基準を定める省令」の別表第一に規定されている。  
(「排水基準を定める省令」第1条)

) 有害物質以外の項目 (pH、BOD、COD、SS、油分等の生活環境項目他) の排水基準は「排水基準を定める省令」の別表第二に規定されている。

海域・湖沼への排水はCOD規制、それ以外(河川等)への排水はBOD規制。(「排水基準を定める省令」別表第二の備考の5)

pH、BOD、COD、SS、油分等の生活環境項目他についての排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>/日以上の工場・事業場に適用される。(「排水基準を定める省令」別表第二の備考の2)

条例により、法の規制基準の上乗せ基準、法の規制項目以外への項目の横出し基準、特定事業場以外の工場・事業場への規制の横出し基準が定められている場合がある。(法3条3項、法29条)。

・排水水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排出口において排水基準に適合しない排水水を排水してはならない。（法12条 1項）。

（2）特定地下浸透水の排水基準：有害物質が検出されないこと。（法12条の3、規則6条の2）。

（3）COD、N、Pの総量規制基準：指定地域内事業場の設置者は、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を順守しなければならない。（法12条の2）

## 6)排水水等の水質等の測定・記録・記録の保存

（1）特定事業場から公共用水域に排水水を排出する者、又は特定地下浸透水を地下に浸透させる者

・排水水又は地下浸透水の汚染状態を届け出た項目について1回/年以上、その他の項目については必要に応じて測定し、その測定結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。（法14条 1項、規則9条1号、3号、4号、6号、7号）

・測定結果は、規則9条8号に定める様式第八による水質測定記録表に記録し、測定に伴い作成したチャートその他の資料（いわゆる野帳）又は計量証明事業者が作成した証明書とともに保存しなければならない。（規則9条8号、9号）

・条例で測定回数が定められているときは、当該回数で行うこと。（規則9条2号、5号）

（2）COD、N、Pの総量規制対象工場・事業場

・特定排水水のCOD、N及びPの濃度及び特定排水水の量を測定（\*）し、1日当たり汚濁負荷量を算出すること。（法14条2項、規則9条の2 1項1号、2号）

・（\*）日平均排水量が400m<sup>3</sup>以上は毎日、400m<sup>3</sup>未満で200m<sup>3</sup>以上は1回/7日以上、200m<sup>3</sup>未満で100m<sup>3</sup>以上は1回/14日以上、100m<sup>3</sup>未満で50m<sup>3</sup>以上は1回/30日以上測定し、その結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。測定結果の記録は規則9条の2 1項3号で定める様式第九の汚濁負荷量測定記録表によること。（法14条2項、規則9条の2 1項2号、第3号）。

・条例で測定回数が定められているときは、その回数で行うこと。（規則9条2号、5号）

7) 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造基準等の順守義務（法12条の4、規則8条の2～8条の7）

（1）施設本体の床面、周囲の構造等（規則8条の3）

・床面はコンクリート等の不浸透性を有する材料であること。防液堤、側溝等若しくはこれらと同等以上の機能を有する装置が設置されていること等。

（2）配管等の構造等（規則第8条の4）

・配管等を地上に設置する場合は、必要な強度を有すること、配管等の外面には腐食を防止するための措置が講じられていること、漏洩が目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること等。

・配管等を地下に設置する場合は、トレンチの中に設置され、トレンチの底面及び側面はコンクリート等の不浸透性を有する材料によること、必要な強度を有すること、配管等の外面には腐食を防止するための措置が講じられていること等。

（3）排水溝等の構造等（規則第8条の5）

・有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること、有害物質により容易に劣化するおそれがないものであること、排水溝等の表面は必要な場合は耐薬品性及び不浸透性を有する材料で被覆されていること等。

（4）地下貯蔵施設の構造等（規則第8条の6）

- ・タンク室内に設置されていること、二重殻構造であること、地下貯蔵施設の外面には腐食を防止するための措置が講じられていること、地下貯蔵施設内部の有害物質を含む水の量を表示するための装置の設置若しくは同等の措置がされていること等。

(5) 使用の方法 (規則8条の7)

- ・使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。(規則8条の7 2号)

8) 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の定期点検 (法14条5項、規則9条の2の2～9条の2の3)

- (1) 施設毎の点検内容、点検回数：床面、防液堤、施設本体、配管等のひび割れ、漏洩、損傷等を点検し、点検結果を記録しなければならない。点検内容及び点検回数は規則別表第1(大体は1回/年以上、内容によっては1回/月以上)に従う。(法14条5項、規則9条の2の2 1項、規則別表第一)

- (2) 使用の方法に関する点検：管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、1回/年以上点検する。(法14条5項、規則9条の2の2 2項)。

- (3) 点検結果の記録及び保存：点検年月日、点検方法、点検結果、点検の実施者、点検実施責任者等。記録は3年間保存(法14条5項、規則9条の2の3)

異常等が確認されたときは、施設の名称、異常が確認された月日、異常等の内容、異常等を確認した者の氏名、補修その他の必要な措置を講じたときはその内容を記録し、その記録を3年間保存しなければならない。

9) 事故時の措置 (法14条の2 1項～3項)

- (1) 事故時に都道府県知事に届け出なければならない事業場：特定事業場、指定事業場、貯油事業場等。

- (2) 届出を要する場合：施設の破損その他の事故が発生し、排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出された場合、有害物質を含む水が地下に浸透した場合及び有害物質・指定物質・油を含む水が公共用水域に排出した場合/地下に浸透した場合で、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合

- (3) 措置内容：速やかな届出、応急措置。都道府県知事の命令を受けた場合はその措置。(法14条の2 4項)

10) 地下水の水質の浄化に係る措置命令等 (法14条の3、規則9条の3、規則別表第二)

都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場・事業場(「有害物質貯蔵指定事業場」という。)において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者に対し、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。当該浸透があった時において当該特定事業場

又は有害物質貯蔵指定事業場の設置であった者と異なる場合はこの限りでない。その場合は、当該浸透があった時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であった者に対しても地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。

11) 損害賠償

- (1) 事業者の無過失損害賠償責任。但し、不遡及の原則が適用される。(法19条)

工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質が汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出又は地下への浸透に係る事業者は、損害を賠償する責任を負わなければならない。事業者の種類、規模についての規定がないので、すべての事業者に本件要求事項が適用される

と解釈できる。

- (2) 共同不法行為(民法719条)の場合: 損害が複数の事業者の有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により生じた場合は共同不法行為とみなされ、連帯責任を負う。当該損害の発生に関してその原因の程度が著しく小さいときは、裁判所によって事情が斟酌される。(法20条)
- (3) 損害の発生に関して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所によってこれが斟酌される。(法20条の2)
- (4) 損害賠償請求権の時効: 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から5年間権利を行使しないとき又は損害発生時から20年を経過して損害賠償請求権を行使しないときは、時効によって損害賠償請求権が消滅する。(法20条の3)

12) 罰則(法30条~35条)(以下の1)~4)は、法人と行為者の両方が罰せられる(両罰規定)

- (1) 1年以下の懲役又は百万円以下の罰金

**改善命令・計画変更等命令・一次停止命令等の違反をした者**

- (2) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

**・公共用水域への排水基準違反をした者(過失による排水基準違反の場合は、3月以下の禁固又は30万円以下の罰金)**

(特定地下浸透水排水基準違反及び総量規制基準違反に対しては罰則規定がない。)

- ・事故時の特定事業場・指定事業場・貯油事業場等の設置者に対する応急措置命令に違反した者
- ・公共用水域での緊急時、排出水を排水する者への措置命令に違反した者

- (3) 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

**特定施設 / 有害物質使用特定施設 / 有害物質貯蔵指定施設の設置又は構造等の変更の届出をせず、又は虚偽の届出した者**

- (4) 30万円以下の罰金

- ・特定施設・有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の経過措置規定(30日以内に届出)に基づく届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ・特定施設 / 有害物質使用特定施設 / 有害物質貯蔵指定施設の設置又は構造等の変更の届出時の実施制限規定に違反した者
- ・排出水・特定地下浸透水・汚濁負荷量の測定結果の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者
- ・有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の定期点検の結果の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者
- ・都道府県知事から求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はその職員による立入り検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

- (5) 以上については、行為者の他、法人も罰金刑が科される。

- (6) 10万以下の過料

- ・特定施設・有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置届出に係る代表者の氏名変更等の届出、特定施設・有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したときの廃止届出について、規定された期間内に届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ・特定施設・有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の承継届出を規定された期間内にしなかった者

・あらかじめ総量規制の汚濁負荷量測定手法の届出をしなかった者

以上

## 4 . 下水道法解説

### 1 ) 下水道法制定・改正の背景と経緯

1815年から1833年を舞台に書かれたヴィクトル・ユーゴー作の「レ・ミゼラブル」では、主人公のジャンバルジャンがパリ地下の大下水道網の中を逃亡するシーンが描かれ、また、パリの下水道の整備状況が詳しく描かれているが、このことによっても欧米では早くから近代的下水道が整備されてきたことが窺える。日本では1900年に旧下水道法が制定された。1922年に日本で初めての下水処理場である東京三河島汚水処理場が作られた。1930年には名古屋市で日本初の活性汚泥法による下水処理が始まった。1950年代から日本の産業が急速に発展するとともに国内主要都市の河川や都市近郊の河川或いは海の汚濁が激しくなり、このような状況を受けて1958年に旧下水道法の抜本的な改正が行われ、現行下水道法が制定された。1970年12月のいわゆる公害国会で下水道法が改正され、“公共用水域の水質の保全に資する。”という文言が法の目的に加えられた。

### 2 ) 下水道法の目的

- ・下水道法の目的は、要約すれば「公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること。」である。法1条)
- ・この資料では、主として法が適用される事業者に関する事項を、この資料使用時の利便性を考え箇条書きにまとめた。また、法令を参照しやすいように、規制内容ごとに、それを定めている法令の箇条を示した。以下、下水道法を法、下水道法施行令を令、下水道法施行規則を規則と略して記載する。

### 3 ) 下水道法の適用を受ける工場・事業場等

#### ( 1 ) 公共下水道若しくは流域下水道を使用して継続的に下水を排出する以下のいずれかに該当する工場・事業場等

##### ( ) 特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）（法11条の2 2項他）

- ・特定施設を設置していれば、水量あるいは水質に関係なく、法が適用される。
- ・特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設（以下単に「特定施設」という。）をいう。（法11条の2 2項）
- ・公共下水道とは、下水を排除し又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいう（雨水のみを排除して公共用水域に放流する場合又は流域下水道に接続する公共下水道の場合では終末処理場のないものもある）。（法2条3号）
- ・流域下水道とは、地方公共団体が管理する下水道で、二つ以上の市町村の区域における下水を処理するためのものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう（雨水のみを排除して公共用水域に放流する場合では終末処理場のないものもある）。（法2条4号）
- ・下水とは、生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。（法2条1号）

##### ( ) 特定事業場でない工場・事業場で、下水道法又は条例で定める水質基準に適合しない水質の下水を排出する工場・事業場（法11条の2 1項、令8条の2 1項、令9条1項4号、令9条の10、令9条の11 1項3号、6号、令9条の11 2項1号、2号、3号～5号）

- ・特定施設がなく且つ水量が50m<sup>3</sup>/日未満であっても、下水道法又は条例で定める以下の水質基準に適合しない排水を排出する工場・事業場には、法が適用される。

・下水道法で定める水質基準とは以下をいう。

イ) 沃素消費量 220mg/ 未満、ノルマルヘキサン抽出物含有量(鉱油類含有量 5mg/ 以下、動植物油脂類含有量 30mg/ 以下)、温度 40℃未満、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性含有窒素 125mg/ 未満、pH 5.7を超え8.7未満、BOD300mg/ 未満(5日間培養)、SS 300mg/ 未満

ロ) 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

カドミウム及びその化合物 0.03mg/ 以下、シアン化合物 シアン1mg/ 以下、有機燐化合物 1mg/ 以下、鉛及びその化合物 鉛 0.1mg/ 以下、六価クロム化合物 六価クロム 0.5mg/ 以下、砒素及びその化合物 砒素0.1mg/ 以下、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 水銀0.005mg/ 以下、アルキル水銀化合物 検出されない、PCB 0.003mg/ 以下、トリクロロエチレン 0.1mg/ 以下、テトラクロロエチレン 0.1mg/ 以下、ジクロロメタン 0.2mg/ 以下、四塩化炭素 0.02mg/ 以下、一・二-ジクロロエタン 0.04mg/ 以下、一・一-ジクロロエチレン 1mg/ 以下、シス-一・二-ジクロロエチレン 0.44mg/ 以下、一・一・一-トリクロロエタン3mg/ 以下、一・一・二-トリクロロエタン 0.06mg/ 以下、一・三-ジクロロプロペン 0.02mg/ 以下、チウラム 0.06mg/ 以下、⑳シマジン 0.03mg/ 以下、㉑チオベカルブ 0.2mg/ 以下、㉒ベンゼン 0.1mg/ 以下、㉓セレン及びその化合物 セレン0.1mg/ 以下、㉔ほう素及びその化合物 最終放流先が河川等ではほう素10mg/ 以下、最終放流先が海域では230mg/ 以下、㉕ふっ素及びその化合物 最終放流先が河川等ではふっ素8mg/ 以下、最終放流先が海では15mg/ 以下、㉖一・四-ジオキサン 0.5mg/ 以下、㉗フェノール類 5mg/ 以下、㉘銅及びその化合物 銅3mg/ 以下、㉙亜鉛及びその化合物 亜鉛2mg/ 以下、㉚鉄及びその化合物(溶解性) 鉄10mg/ 以下、㉛マンガン及びその化合物(溶解性) マンガン10mg/ 以下、㉜クロム及びその化合物 クロム2mg/ 以下、㉝ダイオキシン類10pg/

ハ) 公共下水道又は流域下水道の放流水に窒素及び燐の水質基準が適用される場合は、窒素 150mg/ 未満、燐 20mg/ 未満

二) 以下の項目に関して、条例でより厳しい基準が定められているときは、その基準

- ・令9条の4 1項各号に掲げる物質(有害物質等)以外の物質について排水基準が定められているときはその基準(横出し)
- ・令9条1項各号に掲げる物質(温度、pH、ノルマルヘキサン抽出物質、沃素消費量)についての基準より厳しい基準が定められているときはその基準(上乘せ)
- ・令9条の5 1項各号に掲げる物質(アンモニア性窒素他、pH、BOD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質、沃素消費量)についての基準より厳しい基準が定められているときはその基準(上乘せ)

( ) 50m<sup>3</sup>/日以上の下水を排出して公共下水道若しくは流域下水道を使用する者(法11条の2 1項、令8条の2 1項)

・50m<sup>3</sup>/日以上とは、公共下水道若しくは流域下水道を使用する者が最も多量に排除する1日の量をいう。(令8の2)

・地方公共団体によっては、上記の排水量を平均的な排水量としているところもあり、また、排除する1日の排水量が50m<sup>3</sup>/日未満のものも規制対象としているところもあるので、注意が必要である。

(2) 上記(1)の( )から( )以外に下水道法の適用を受ける者として、

( ) 公共下水道又は流域下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者(法10条)

公共下水道又は流域下水道の供用が開始された場合は、当該公共下水道又は流域下

水道区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道又は流域下水道に流入させるために必要な排水管等の排水設備を設置しなければならない。

( ) **公共下水道若しくは流域下水道への排水に関する受忍義務を負う者**（法11条）

排水管等の排水設備を設置しなければならない者が、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道若しくは流域下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人が設置した排水設備を使用することができる。当該土地又は排水設備の所有者等は受忍義務を負う。

( ) **公共下水道若しくは流域下水道の処理区域内にくみ取便所が設けられている建築物の所有者**（法11条の3）

公共下水道若しくは流域下水道の処理区域内にくみ取便所が設けられている建築物を所有する者。公示された下水処理開始の日から3年以内に水洗便所に改造すること。

( ) **都市下水路に特定排水を排出する者**（法30条、令1条）

・都市下水路とは、主として市街地の下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が令21条で定める規模（\*）以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が指定したものをいう。（法2条5号、令21条

（\*）イ）主として製造業、ガス供給業又は鉱業の用に供する施設から排除される汚水を排除・処理するために設けられたもので、排水管の内径が250mm以上であり、排除することができる下水の量が1万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>/日以上。

ロ）上記以外のその他のものとして、管渠の内径500mm以上で、雨水を排除することができる地域の面積が10ha以上。

・当該法的要求事項が適用される事業者

イ）工場その他の事業所（一団地の住宅経営、社宅その他これらに類する施設を含む。）で、汚水の排水量100<sup>3</sup>m<sup>3</sup>/日以上<sup>3</sup>の下水を同一都市下水路に排水するもの。

ロ）工場その他の事務所で、令9条の5 1項等の基準に適合しない汚水を50<sup>3</sup>m<sup>3</sup>/日以上排水する者。

・以上は、法2条5号による都市下水路の定義に基づいた記述であるが、国交省のホームページでは、「都市下水路とは、主として市街地公共下水道の排水区域外において、専ら雨水排水を目的とするもので、終末処理場を有しないものをいう。」と定義されている。

4) 下水道法の適用を受ける工場・事業場等がしなければならないこと。

(1) **共通事項**

( ) **排水設備の設置等**

公共下水道又は流域下水道の供用が開始されたら、遅滞なく、その下水を公共下水道又は流域下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水設備を設置する。（法10条1項）

( ) **使用開始届**

・令で定める量（\*1）又は水質（\*2）の下水を排除（排水）して公共下水道又は流域下水道を使用しようとする者（注：3）の(1)の( )又は( )に該当する者）は、あらかじめ、公共下水道管理者又は流域下水道管理者に下水の量及び水質、使用開始の時期を届け出る。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも同様。（法11条の2、令8条の2、規則6条）

( \* 1 ) 下水の量は、最も多いときの排水量が50m<sup>3</sup>/日以上 ( 令8条の2 1項 )

( \* 2 ) 下水の水質は、3)の(1)の( )に示した水質基準に適合しない水質

・ 水質汚濁防止法に規定されている特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法に規定されている水質基準対象施設の設置者は、水量・水質に関係なく、あらかじめ、規則6条に規定されている様式を使用して、使用開始の時期を公共下水道管理者又は流域下水道管理者に届け出る。 ( 法11条の2、規則6条 )

( ) 水洗便所への改造

公共下水道又は流域下水道の公示された処理開始日から3年以内に、くみ取便所を水洗便所に改造する。 ( 法11条の3 )

( ) 除害施設の設置

著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道を損傷するおそれがある下水 ( \* ) を継続して公共下水道若しくは流域下水道に排水する者について、条例で除害施設の設置が必要と定められている場合は、その定めに従って除害施設を設け、又は必要な措置を講ずる。 ( 法12条、令9条 )

( \* ) 以下の水質の下水

温度	45 ° C以上
pH	5以下又は9以上
油分 ( ノルマルヘキサン抽出物質含有量 )	
イ) 鉱油類含有量	5mg/ を超えるもの
ロ) 動植物油脂類含有量	30mg/ を超えるもの
沃素消費量	220mg/ 以上

( ) 工事負担金の負担

令11条の規定により算出した量 ( \* ) 以上の下水を排除 ( 排水 ) することができる排水設備を設けたことにより、公共下水道又は流域下水道を改築することが必要となったときは、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が当該工事に要した費用の一部を負担させられることがある。 ( 法19条、令11条 )

( \* ) 公共下水道又は流域下水道へ当該汚水が流入すべき部分の計画水量の1/5以上の水量。

( ) 条例で下水の量及び水質によって定められる公共下水道又は流域下水道の使用料の支払い。 ( 法20条 )

## ( 2 ) 特定施設を設置する工場・事業場 ( 特定事業場 )

( ) 特定事業場からの下水の排除の制限 ( 法12条の2 )

イ) 特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者は、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において、政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

・ 政令で定める基準とは、令9条の4に規定されている特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質基準のことをいい、上記3)の(1)の( )のロ)に示した水質基準のことである。 ( 法12条の2 1項、令9条の4 )

ロ) イ)に記載した項目 ( 有害物質等 ) 以外の項目については条例で水質基準 ( 排除基準 ) が定められるが、その条例の基準に適合しない下水を排除してはならない。 ( 法12条の2 3項、令9条の5 )

・ 条例の定めは、令9条の5 1項に示されている値 ( \* ) より厳しいものであってはならない。 ( 法12条の2 3項、5項、令9条の5 1項 )

( * )	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素	380mg/ 未満
	pH	5を超え9未満
	BOD	600mg/ 未満
	SS	600mg/ 未満
	n-Hex抽出物質含有量	
	・ 鉱油類含有量	5mg/ 以下
	・ 動植物油脂類含有量	30mg/ 以下
	窒素含有量	240mg/ 未満
	燐含有量	32mg/ 未満

- ・ 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道へ排除（排水）される下水の合計量が公共下水道又は流域下水道で処理される汚水の量の1/4以上で、他の汚水により十分に希釈されないとき、その他のやむを得ない理由があるときは、当該製造業又はガス供給業の用に供する施設からの排水の排水基準（排除基準）については、条例で、上記の水質基準（令9条の5 1項）より厳しい水質基準を定めることができる。この場合でも、その水質は以下に示す値（\*）より厳しいものであってはならない。（令9条の5 2項）

( * )	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素	125mg/ 未満
	pH	5.7を超え8.7未満
	BOD	300mg/ 未満
	SS	300mg/ 未満
	窒素含有量	240mg/ 未満
	燐含有量	150mg/ 未満
	燐含有量	20mg/ 未満

- ( ) 継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用しようとする特定施設の設置者は、あらかじめ、使用の開始時期を公共下水道管理者又は流域下水道管理者に届け出なければならない。（法11条の2 2項）

- ( ) 特定施設の設置の届出（法12条の3）

- ・ 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者が、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、公共下水道管理者又は流域下水道管理者に届け出なければならない。この届出が受理された日から60日を経過した後でなければ当該特定施設を設置してはならない。ただし、期間短縮願の規定がある。（法12条の3 1項、法12条の6 1項、2項）

- ・ 一つの施設が特定施設になった際現にその施設を設置している者（設置工事をしてい
- る者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に公共下水道管理者又は流域下水道管理者に届け出なければならない。（法12条の3 2項）

- ・ 特定施設の設置者が、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用することになったときは、その日から30日以内に公共下水道管理者又は流域下水道管理者に届け出なければならない。（法12条の3 3項）

- ( ) 特定施設の構造等の変更の届出（法12条の4）

特定施設の届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、公共下水道管理者又は流域下水道管理者に届け出なければならない。この届出が受理された日から60日を経過した後でなければ構造等の変更をしてはならない。ただし、期間短縮願

の規定がある。(法12条の4、法12条の6 1項、2項)

( ) 氏名の変更等の届出 (法12条の7)

- ・ 特定施設の届出事項のうち、氏名・名称・代表者の氏名・工場又は事業場の名称・住所を変更したときは、その日から30日以内に公共下水道管理者又は流域下水道管理者に届け出なければならない。
- ・ 特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に届け出なければならない。

( ) 承継 (法12条の8)

- ・ 特定施設の設置届をした者から、その届出に係る特定施設を譲り受け、借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継し、その承継があった日から30日以内に公共下水道管理者又は流域下水道管理者に届け出なければならない。
- ・ 特定施設の設置届をした者について、相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継し、その承継があった日から30日以内に公共下水道管理者又は流域下水道管理者に届け出なければならない。

( ) 事故時の措置 (法12条の9)

- ・ 人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油(＊)を含む下水が特定事業場から排出され、公共下水道又は流域下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに、当該下水の排出を防止するための応急措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者又は流域下水道管理者に届け出なければならない。

(＊) 水質汚濁防止法施行令2条各号に掲げる物質(有害物質等28物質)及びダイオキシン類並びに水質汚濁防止法施行令3条の4各号に定める物質(原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油)(令9条の8)

( ) 水質の測定義務 (法12条の12、規則15)

継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設の設置者は、規則15条で定めるところ(＊)により、当該下水の水質を測定し、その結果を記録し、その記録を5年間保存しなければならない。

ただし、条例に水質の測定回数について別の定めがあるときは、その条例の定め回数に従い測定する。

(＊) イ) 水質測定回数

温度	1回/日以上
pH	1回/日以上
BOD	14日に1回以上
ダイオキシン類	1回/年以上
その他の項目	7日に1回以上

ただし、ダイオキシン類以外の測定項目について条例に別の定めがあるときは、その条例の定める項目について、条例で定める頻度で測定する。

ロ) 測定のための試料の採取条件

測定のための試料は、下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取する。

ハ) 測定のための試料の採取場所

測定のための試料は、公共下水道又は流域下水道への排出口ごとに、公共下水

道又は流域下水道に流入する直前で、公共下水道又は流域下水道による影響の及ばない地点で採取する。

( ) 汚染原因者負担金の負担（法18条の2）

公害健康被害の補償等に関する法律(公害健康被害補償法)第6条に規定されている指定疾病(＊)に影響を与える水質汚濁の原因物質を当該公共下水道又は流域下水道に排除した特定施設の設置者(過去の設置者を含む。)は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が特定賦課金を徴収された場合、当該賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させられることがある。

(＊) [新潟県の指定された区域 水俣病(新潟水俣病)]、[富山県の指定された区域 イタイイタイ病]、[島根県の指定された区域 慢性砒素中毒症]、[熊本県の指定された区域 水俣病]、[宮崎県の指定された区域 慢性砒素中毒症]

( ) 改善命令を受けたときの処置（法37条の2）

公共下水道管理者又は流域下水道管理者が特定事業場からの排水が、令9条の4で定める基準(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準(有害物質等))及び令9条の5で定める基準(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準)に従い条例で定める排除基準(排水基準)に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その特定事業場に対し、該当する特定施設の使用若しくは当該公共下水道又は流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。

(3) 特定事業場以外の工場・事業場で、下水道法又は条例で定める水質の下水を排出する工場・事業場

( ) 4)の(1)の( )～( )に記載した共通事項

( ) 特定事業場以外の工場・事業場から継続して令9条の4で定める基準(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準(有害物質等の基準))に適合しない下水及び令9条の11で定める基準(除害施設の設置等に関する条例の基準)に従い条例で定める基準を超える(筆者注：ここでは“超えるおそれがある”と解釈するのが合理的と思われる。)下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者に対して、条例で除害施設を設け、又は必要な処置をしなければならないと規定されているときは、その規定に従って、除害施設を設け又は必要な処置をしなければならない。(法12条の11)

( ) 水質の測定義務(法12条の12、規則15)

4)の(2)の( )と同様。

(4) 50m<sup>3</sup>/日以上<sup>3</sup>の下水を排出して公共下水道若しくは流域下水道を使用する者(法11条の2 1項、令8条の2 1項)

( ) 4)の(1)の( )～( )に記載した共通事項

( ) 除害施設の設置等についても、上記(3)の( )と同様。

( ) 水質の測定義務についても、(3)の( )と同様。

5) 罰則

(1) 1年以下の懲役又は百万円以下の罰金(法45条)

- ・ 特定施設の設置届又は特定施設の構造等の変更届をした際の当該特定施設の構造・使用の方法・特定施設から排出される汚水の処理法方法に関する計画の変更命令又は特定施設の設置計画の廃止命令に違反した者
- ・ 水質基準に適合しない下水を排除するおそれがあるとして、特定施設の構造・使用の方法・特定施設から排出される汚水の処理法方法に関する計画の変更命令に違反した者、当該特定施設の使用若しくは当該公共下水道又は流域下水道への下水の排除の停

止命令に違反した者

- ・下水道法の規定によってなされた許可若しくは承認の取り消し、条件変更命令、行為若しくは工事中止命令、その他の措置命令に違反した者

( 2 ) 6ヶ月年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ( 法46条 )

- ・下水道排除基準 ( 排水基準 ) に違反した者 ( 過失によった場合は、3ヶ月以下の禁固又は20万円以下の罰金 )
- ・事故時に当該下水の排出を防止するための応急措置命令に違反した者

( 3 ) 3ヶ月年以下の懲役又は20万円以下の罰金 ( 法47条の2 )

- ・特定施設の設置届又は特定施設の構造等の変更届をせず、又は虚偽の届出をした者

( 4 ) 30万円以下の罰金 ( 法48条 )

- ・水洗便所への改造命令に違反した者

( 5 ) 20万円以下の罰金 ( 法49条 )

- ・公共下水道又は流域下水道の使用開始届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ・経過措置として一つの施設が特定施設となったとき規定された期間内に届出をせず、又は、虚偽の届出をした者
- ・特定施設の設置届又は特定施設の構造等の変更届をした者が、届出が受理されてから60日経過しないで設置・変更等をした者
- ・排水口での下水の水質測定記録を作成せず、又は虚偽の記録をした者
- ・公共下水道管理者又は流域下水道管理者から求められた報告をせず、又虚偽の報告をした者

( 6 ) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して ( 1 ) ~ ( 5 ) の違反行為をしたときは、行為者が罰せられる他、その法人又は人に対しても罰金刑が科される。( 法50条 )

( 7 ) 10万円以下の過料

- ・特定事業場の名称・住所等の変更の届出をしなかった者、法人の代表者の氏名変更の届出をしなかった者
- ・特定施設の廃止届出をしなかった者
- ・承継届出を定められた期間内にしなかった者 ( 法51条 )

以上

## 5 . 浄化槽法解説

### 1 ) 浄化槽法制定・改正の背景と経緯

明治初期から便所・汚物処理を規制する法令があったが、1900年(明治33年)に日本最初の廃棄物処理に関する法律として汚物掃除法が制定された。1950年に制定された建築基準法の施行令の中で便所・汚物浄化槽の構造基準が定められた。1954年清掃法が制定されたのを受けて汚物掃除法は廃止された。清掃法では汚物の収集・処分は市町村の責務とされる一方、同法第13条で、し尿浄化槽の設置に届出を義務付け、厚生省令の定める基準に従って維持管理することが規定された。1970年12月のいわゆる公害国会において清掃法を全面的に改める形で廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法若しくは廃掃法)が制定された。1983年5月に浄化槽法が制定・公布され、1985年10月1日より全面施行された。2000年6月の浄化槽法の改正(2001年4月1日施行)で、合併処理浄化槽のみが浄化槽として定義され、単独処理浄化槽の新設は原則禁止されることとなった。

### 2 ) 浄化槽法の目的

- ・法の目的は、要約すると「公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。」である。(法1条)
- ・この資料では、主として工場・事業場に適用される規制事項について、この資料使用時の利便性を考え箇条書きにまとめた。また、法令を参照しやすいように、規制内容ごとに、それを定めている法令の箇条を示した。以下、浄化槽法を法、浄化槽法施行令を令、浄化槽法施行規則を規則と略して記載する。

### 3 ) 浄化槽法の適用対象者

- ・浄化槽法の適用対象者は、公共用水域にし尿及び雑排水を放流しようとする者、浄化槽使用者、公共浄化槽を設置する市町村、浄化槽製造業者、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者、指定検査機関などである。
- ・この内、浄化槽を使用する工場・事業場は、上記及びに該当するので、主として浄化槽使用者等についての規制事項を次の4)以下に記載する。他の適用対象者についての規制事項は、本資料では省略する。

### 4 ) 浄化槽を設置し使用する工場・事業場がしなければならない事項

#### (1) 浄化槽設置等の届出

- ・浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者は、その旨を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区では市長又は区長)に届け出なければならない。届出が受理された日から21日を経過した後でなければ、当該届出に係る浄化槽工事に着手してはならない。知事等が認めたときは制限期間の短縮可。(法5条1項、4項)
- ・浄化槽とは、便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水(工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。)を処理し、下水道以外に放流するための設備をいう。(法2条1号)
- ・浄化槽は、単独処理浄化槽と区別するため合併処理浄化槽(若しくは合併浄化槽)と呼ばれることもあるが、浄化槽法上の浄化槽と言えは合併処理浄化槽のことを指す。(法2条1号)
- ・2000年の浄化槽法の改正で、単独処理浄化槽(若しくは単独浄化槽とも言い、し尿のみを処理する浄化槽)が浄化槽法での浄化槽の定義から外された。2000年の改正法附則2条及び規則1条3号で単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」と呼ばれることになり、改正法附則3条で改正法施行日である2001年4月1日以降は新法で規定する浄化槽(即ち合併処理浄化槽)の設置に努めなければならないとされ、また、法3条の2で、2001年4月1日以降は単独処理浄化槽の設置は原則禁止とされた。みなし浄化槽の保守点検等については、

浄化槽に準じた扱いがされる。（法3条の2 1項、2項、法附則2条、法附則3条、規則1条3号）

- ・浄化槽工事は、浄化槽工事の技術上の基準に従って行わなければならない。都道府県知事は、その技術基準のみによっては生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し難いと認めるときは、条例で特別の定めをすることができる。（法6条、昭和60年厚生省・建設省令第1号「浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令」）
- ・浄化槽から公共用水域に放流する水の水質の技術上の基準として、BOD20mg/以下、BOD除去率90%以上が定められている。みなし浄化槽にはこの規定は適用されない。（法4条1項、規則1条の2）
- ・浄化槽の構造基準は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例で定める。（法4条2項）
- ・何人も、終末処理下水道又は廃掃法に基づくし尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿及び雑排水を公共用水域等に放流してはならない。浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するため、規則で定める準則を順守しなければならない。（法3条、規則1条）

## （2）浄化槽使用開始報告

- ・浄化槽管理者（当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者）は、浄化槽使用開始日から30日以内に、使用開始日などを記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。（法10条の2 1項、規則4条、規則8条の2）

## （3）浄化槽設置後の最初の水質検査

- ・新たに設置し、又はその構造若しくは規模を変更した浄化槽については、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間の期間内に、浄化槽管理者は、指定検査機関の行う水質検査を受けなければならない。水質検査項目は pH、汚泥沈殿率(SV)、溶存酸素量(DO)、透視度、塩化物イオン濃度、残留塩素量、BODの7項目である。指定検査機関は、その水質検査の結果等を遅滞なく都道府県知事に報告しなければならない。（7条検査）（法7条1項、2項、規則4条1項、2項、環境省通知衛浄33号「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項について」、環境省通知衛浄34号「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について」）
- ・環境省通知衛浄34号において、浄化槽の処理水々質の望ましい範囲が示されている。

・ pH	5.8～8.6
・ 汚泥沈殿率	
単独浄化槽	10%以上60%以下
合併浄化槽	10%以上
・ 溶存酸素量	
単独浄化槽	0.3mg/ 以上
合併浄化槽	1.0mg/ 以上
・ 透視度	
BOD処理性能	透視度
90mg/ 以下	7度以上（単独浄化槽の場合）
60mg/ 以下	10度以上（合併浄化槽の場合。以下同様）
30mg/ 以下	15度以上
20mg/ 以下	20度以上

- ・塩化物イオン  
単独浄化槽のみ 90mg/ 以上140mg/ 以下
- ・残留塩素 検出されること。
- ・BOD 処理性能以下

#### (4) 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等

- ・浄化槽管理者は、最初の保守点検を、浄化槽の使用開始直前に行わなければならない。  
(法10条1項、規則5条1項、2項、8項)
- ・浄化槽管理者は、毎年1回(規則で保守点検の回数が定められている場合(( \*1)、( \*2))は、その定めに従う。) 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。使用休止届をした浄化槽についてはこの保守点検及び清掃はしなくてよい。浄化槽の保守点検は規則2条に定める保守点検の技術上の基準に従って行い、清掃は規則3条に定める清掃の技術上の基準に従って行う。( 10条点検 ) (法10条1項、法8条、法9条、規則2条、規則3条、規則6条、規則7条)
  - ( \*1 ) ・ 通常の使用状態における保守点検の回数は、みなし浄化槽については規則6条1項において、例えば全ばっ気方式のものでは、処理対象人員が20人以下のもので3ヶ月に1回以上、21人以上300人以下のもので2ヶ月1回以上などと定められ、浄化槽については規則6条2項において、例えば分離接触ばっ気方式のものでは、処理対象人員が20人以下のもので4ヶ月に1回以上、21人以上50人以下のもので3ヶ月に1回以上などと定められている。(規則6条1項、2項)
  - ・ 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、必要に応じて行う。(規則6条5項)
  - ( \*2 ) 全ばっ気式の浄化槽の清掃の回数は、おおむね6月に1回以上とする。(規則7条)
- ・ 上記の保守点検は、都道府県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者、登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に委託できる。清掃は、市長村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託できる。(法10条3項、法35条、法48条1項、)
- ・ 処理対象人員が501人以上の浄化槽については、その保守点検及び清掃に関する技術上の業務を行う技術管理者を置かなければならない。この技術管理者は、浄化槽管理士の資格を持ち、かつ、業務経験が2年以上ある者、又は、これと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。(法10条2項、規則8条)
- ・ 浄化槽管理者は保守点検又は清掃の記録を作成し、3年間保存しなければならない。保守点検又は清掃を委託した場合は、委託を受けた者(受託者)が保守点検又は清掃の記録を作成し、浄化槽管理者に交付しなければならない。受託者は、保守点検の記録を交付するとき、その内容を浄化槽管理者に説明しなければならない。(法10条3項、規則5条)
- ・ 処理対象人員501人以上の浄化槽についての技術管理者を変更したときは、変更の日から30日以内に、変更後の技術管理者の氏名、変更年月日などを記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。(法10条の2 2項、規則8条の2 2項)
- ・ 浄化槽管理者に変更があったときは、変更の日から30日以内に、変更前の浄化槽管理者の氏名、変更年月日などを記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。(法10条の2 3項、規則8条の2 3項)

#### (5) 浄化槽の定期検査

- ・ 浄化槽管理者は、毎年1回(環境省令で定める浄化槽については環境省令で定める回数)指定検査機関による水質検査を受けなければならない。指定検査機関は、その水質検査の結果等を遅滞なく都道府県知事に報告しなければならない。( 11条検査 ) (法11条、規則9条) 使用休止届をした浄化槽についてはこの検査を受けなくてよい。
- ・ 定期検査項目： 外観検査、 水質検査、 書類検査(保守点検・清掃の記録)

- ・ 水質検査項目： pH、 溶存酸素量（DO）、 透視度、 残留塩素濃度、 BODの5項目である。
- ・ 処理水々質の望ましい範囲は、上記(3)に示した。（法11条、規則9条、環境省通知衛浄33号「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項について」、環境省通知衛浄34号「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について」）

#### (6) 浄化槽の使用休止届、使用再開届出、使用廃止届

- ・ 浄化槽管理者は、浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたときは、当該浄化槽の休止を都道府県知事に届け出ることができる。この届け出た浄化槽については、その後の保守点検、清掃及び水質検査はしなくてよい。（法11条の2 1項、規則9条の3）
- ・ 浄化槽管理者は、使用の休止の届出に係る浄化槽の使用を再開したとき又は使用が再開されていることを知ったときは、使用を再開した日又は使用が再開されていることを知った日から30日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。（法11条の2 2項、規則9条の4）
- ・ 浄化槽管理者は、浄化槽の使用を廃止したときは、廃止した日から30日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。（法11条の3）

### 5) 罰則

#### (1) 3月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法63条）

- ・ 法5条1項の規定による届出（浄化槽の設置届、構造若しくは規模の変更届）をせず、又は虚偽の届をした者
- ・ 法5条3項の規定による命令（浄化槽の設置届、構造若しくは規模の変更届をしたとき、当該届出に係る浄化槽の設置、構造若しくは規模の変更の計画の変更又は廃止の命令）に違反した者

#### (2) 30万円以下の罰金（法64条）

- ・ 法5条4項の規定（浄化槽の設置等の届出が受理されてから21日間は工事に着手してはならない。）に違反して浄化槽工事を施工した者
- ・ 法10条2項の規定（501人以上の規模の浄化槽の浄化槽管理者は技術管理者を置く）に違反して技術管理者をおかなかつた者

#### (3) 30万円以下の過料（法66条の2）

- ・ 法7条の2 3項の規定（7条検査（浄化槽設置後の水質検査）に関する命令）、法12条の2 3項の規定（11条検査（浄化槽の定期検査）に関する命令）の規定に違反した者

#### (4) 5万円以下の過料（法68条）

- ・ 法11条の2 1項の規定（浄化槽の休止届）による届をする場合に虚偽の届をした者
- ・ 法11条の2 2項の規定（浄化槽使用再開時の届）、**法11条の3の規定（浄化槽廃止届）による届出をせず、又は虚偽の届出をした者**

（筆者注）法10条の2で定める浄化槽使用開始届、法7条で定める浄化槽設置後の最初の水質検査、法10条で定める浄化槽の保守点検・清掃（使用開始直前の最初の保守点検を含む）及び法11条で定める浄化槽の定期検査をしなかつた場合の罰則規定はない。ただし、法12条で保守点検又は清掃について都道府県知事は改善勧告及び命令をすることができると規定されており、その命令に違反した者は、6月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処することが規定されている（法62条）。また、法7条の2で浄化槽設置後の水質検査（7条検査）について都道府県知事により改善勧告・命令、又は法12条の2において定期検査（11条検査）について都道府県知事により改善勧告・命令をすることができると規定され、その命令に違反した者は、

上記5)の(3)に記したとおり、30万円以下の過料に処することが規定されている(法66条の2)。

以上

## 6. 省エネ法解説

### 1) 省エネ法制定・改正の背景と経緯

1951年に燃料資源の保全及び企業のエネルギー使用の合理化に寄与することを目的に熱管理法が制定された。1973年（第一次オイルショック）と1979年（第二次オイルショック）の2度のオイルショック（原油の供給逼迫及び原油価格の高騰に伴う世界経済全体の混乱のことをいい、石油危機又は石油ショックとも呼ばれる。）を経て、熱管理法に代えて、1979年に省エネ法が制定された。このときエネルギー管理指定工場の指定制度も創設された。1993年の改正で定期報告制度が導入された。2013年に電気の平準化の取り組みを促すことを主な内容とする改正があった。2018年には大幅に改正（2018年12月1日施行）され、連携省エネルギー計画の認定制度創設、認定管理統括事業者の認定制度創設、ネット小売り業者を規制対象とするなど規制対象を拡大、荷主の定義の見直しと準荷主（貨物の到着日時などを指示することができる荷受け側）を創設、中長期計画の提出頻度の軽減などが行われた。省エネ法の正式な名称は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」である。

### 2) 省エネ法の目的

- ・法の目的は、要約すると「工場・事業場、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置、その他のエネルギーの使用の合理化、等を総合的に進めるために必要な措置を講ずること。」である。（法1条）
- ・この資料では、法が適用される事業者に関する事項を、この資料使用時の利便性を考え箇条書きにまとめた。また、法令を参照しやすいように、規制内容ごとに、それを定めている法令の箇条を示した。以下では、省エネ法を法、省エネ法施行令を令、省エネ法施行規則を規則と略して記載する。

### 3) 省エネ法の適用を受ける事業者

#### (1) 特定事業者

- ・特定事業者とは、当該事業者が設置する全ての工場・事業場のエネルギーの年度（4月1日～翌年3月31日）の使用量の合計量が原油換算で1,500k 以上の事業者（連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）であって、経済産業大臣の指定を受けているものをいう。（法7条1項、令2条1項）
- ・エネルギーの年度の使用量とは、その年度に使用した燃料の量、その年度に他人から供給された熱及び電気の量を、それぞれ原油に換算した量の合計量（「原油換算エネルギー使用量」という。）をいう。（令2条2項）
- ・太陽光発電、風力発電等の電気を自ら使用するか、他からその電気の供給を受けて使用する電気の量は、上記の電気の量に含まれない。（法2条1項、令1条2項）
- ・使用した燃料の量の原油の数量への換算は、規則別表第一で燃料ごとに示されている発熱量（単位はギガジュール）を用いて行う。（法7条2項、規則4条1項）
- ・他人から供給された熱の量の原油の数量への換算は、規則別表第二に示された換算係数を用いて行う。（令2条2項、規則4条2項）
- ・**特定事業者は、第一種特定事業者（第一種エネルギー管理指定工場等（年度のエネルギー使用量が原油換算で3,000k 以上で、経済産業大臣の指定を受けている工場等）を設置している者）と第二種特定事業者（第二種エネルギー管理指定工場等（年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500k 以上で、経済産業大臣の指定を受けている工場等）を設置している者）に区分されている。**（法10条1項、2項、法13条1項、2項、令3条、令6条）

## (2) 特定連鎖化事業者

- ・**特定連鎖化事業者**とは、フランチャイズチェーン事業（連鎖化事業）を行う者（連鎖化事業者）の内、当該連鎖化事業者が設置している全ての工場・事業場及びフランチャイズチェーン事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場・事業場におけるエネルギーの年度の使用量の合計量が原油換算で1,500k 以上である連鎖化事業者であって、経済産業大臣の指定を受けているものをいう。（法18条1項、2項）

## (3) 認定管理統括事業者

- ・**認定管理統括事業者**とは、特定事業者グループ企業の一体的な省エネの取組みを統括して管理する事業者（親会社）で、当該工場等を設置している者及びその認定に係る密接関係者（以下「管理関係事業者」という。）が設置している全ての工場等の前年度のエネルギー使用量の合計量が1,500k 以上であり、経済産業大臣の認定を受けているものをいう。（法29条1項、2項、規則43条、規則46条）
- ・**管理関係事業者**とは、認定管理統括事業者及びその認定に係る密接関係者をいう。（法29条2項2号）

## (4) 連携省エネルギー計画の認定に係る事業者

- ・**連携省エネルギー計画認定に係る事業者**とは、他の工場等を設置している者と連携して工場等におけるエネルギーの使用の合理化の推進のための省エネルギー計画（「連携省エネルギー計画」）を作成し、経済産業大臣に提出し、その認定を受けている者をいう。（法46条1項）

## (5) 特定貨物輸送事業者

- ・**特定貨物輸送事業者**とは、貨物輸送事業者（本邦内の各地間において発着する他人又は自らの貨物の輸送を、業として、エネルギーを使用して行う者をいう。）の内、貨物輸送用鉄道車両300両以上、事業用貨物自動車200台以上、自家用貨物自動車200台以上、内航運送事業用船舶合計総トン数2万トン以上を保有する事業者で、国土交通大臣の指定を受けているものをいう。（法99条、法101条1項、2項、令10条）

## (6) 荷主、準荷主、特定荷主

- ・**荷主（1号荷主）**とは、自らの事業に関して継続して貨物輸送事業者に輸送させる者をいう。（法105条1項1号）（注：荷主が貨物の輸送の方法等を決定する。）
- ・**荷主（2号荷主）**とは、自らの事業に関して他の事業者との契約その他の取決めにより当該貨物の受取又は引渡しの日時、場所、貨物の輸送の方法等を実質的に決定している者をいう。（法105条1項2号、規則73条）（注：ネット小売り業者などが該当する。）
- ・**準荷主**とは、自らの事業に関して、貨物輸送事業者が輸送する貨物を継続して受け取り又は引き渡す者（荷主を除く。）であって、当該貨物の受取又は引渡しを行う日時及び場所の指示を行うことができるものをいう。（法106条3項）（注：荷主（例：組立部品製造工場）が輸送方法を決定し、準荷主（例：組立工場）が到着日時等を指示する場合などが該当する。）
- ・**特定荷主**とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が3,000万トンキロ以上で、経済産業大臣の指定を受けているものをいう。（法109条1項、令12条）

## (7) 認定管理統括荷主

- ・**認定管理統括荷主**とは、荷主グループ企業の一体的な省エネ取組みを統括して管理する事業者（親会社）で、荷主及び「密接関係荷主」（グループ企業）の前年度の貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量の合計量が3,000万トンキロ以上の経済産業大臣の認定を受けているものをいう（法113条1項、2項、規則81条）

## (8) 荷主連携省エネルギー計画の認定に係る事業者

- ・荷主連携省エネルギー計画の認定に係る事業者とは、他の荷主と連携して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の推進のための省エネルギー計画を作成し、経済産業大臣に提出し、その認定を受けている者をいう。（法117条1項）

#### （9）特定旅客輸送事業者

- ・特定旅客輸送事業者とは、旅客輸送事業者（本邦内の各地間において発着する旅客輸送を業としてエネルギーを使用して行う者をいう。）のうち、旅客輸送用鉄道車両300両以上、バス200台以上、タクシー350台以上、旅客船舶合計総トン数2万トン以上を保有する事業者で、国土交通大臣の指定を受けているものをいう。（法125条1項、2項、令14条）

#### （10）認定管理統括貨客輸送事業者

- ・認定管理統括貨客輸送事業者とは、貨客輸送事業者グループ企業の一体的な省エネ取組みを統括して管理する事業者（親会社）で、国土交通大臣の認定を受けているものをいう（法130条1項、2項）
- ・管理関係貨客輸送事業者とは、認定管理統括貨客輸送事業者及びその認定に係る密接関係貨客輸送事業者をいう。（法130条2項 2号）

#### （11）貨客輸送連携省エネルギー計画認定に係る事業者

- ・貨客輸送連携省エネルギー計画認定に係る事業者とは、他の貨客輸送事業者と連携してエネルギーの使用の合理化の推進のための省エネルギー計画を作成し、国土交通大臣に提出し、その認定を受けているものをいう。（法134条1項）

#### （12）特定航空輸送事業者

- ・特定航空輸送事業者とは、航空輸送事業者のうち、国内各地間で発着する貨物又は旅客の輸送を業として行う者で、過去1年間の輸送能力が年間9,000トン以上の国土交通大臣の指定を受けているものをいう。（法139条1項、2項、3項、令16条）

#### （13）建築物の建築をする者等

- ・建築物の建築をしようとする者、建築物の所有者若しくは管理者、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替えをする者、建築物への空調設備等の設置又は建築物に設置された空調設備の改修をする者などが対象となる。（法143条）

#### （14）特定エネルギー消費機器等の製造事業者等

- ・特定エネルギー消費機器等とは、エネルギー消費機器等のうち、エネルギーの消費性能の向上を特に図る必要があるものとして令18条で規定されたものをいう。その製造事業者等とは、特定エネルギー消費機器等の製造事業者等であって、その製造又は輸入に係るエネルギー消費機器等の製造又は輸入量が法で定められた量（\*）以上に該当する事業者をいう。（法145条1項、法146条1項、令18条、令19条）

（\*）特定エネルギー消費機器等の種類と法で定められた量（令18条）：乗用自動車2千台以上、エアコン5百台以上、照明器具5万台以上、テレビ1万台以上、電気冷蔵庫2千台以上（家庭用以外のものは百台以上）、電気冷凍庫3百台以上、貨物自動車2千台以上など。

#### （15）特定熱損失防止建築材料の製造事業者等

- ・熱損失防止建築材料とは、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に使われる建築材料をいい、特定熱損失防止建築材料とは、熱損失防止建築材料のうち、熱の損失の防止のための性能を特に図る必要があるものとして令21条で規定されたものをいう。特定熱損失防止建築材料の製造事業者等とは、特定熱損失防止建築材料の製造、加工、輸入量が法で定められた量（\*）以上の製造事業者事業者等をいう。（法150条1項、法151

条1項、令21条、令22条)

(\*) 断熱材18万㎡以上、サッシ9万4千窓以上、複層ガラス11万㎡以上

#### (16) 電気事業者

- ・ **電気事業者とは、電気事業法に規定する小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。(法154条)**

#### (17) 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売り業者(法161条)

### 4) 省エネ法の適用を受ける事業者等がしなければならないこと

#### (1) 工場等に係る措置

- ・ 経済産業大臣は、エネルギー使用の長期見通し、電気その他のエネルギーの需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準、業種別のエネルギーの使用の合理化の状況その他の事情を勘案して、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表する。(法5条1項、経済産業省告示「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」)

上記判断基準の骨子：工場等におけるエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位(電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位)を管理し、**エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1%改善することを努力目標とする。**主務大臣は必要な場合、工場等に対して指導及び助言をすることができる。

(筆者注) エネルギー消費原単位： $(A - B) / C$

電気需要平準化評価原単位： $\{A + a \times (\text{評価係数} - 1) - B\} / C$

A：エネルギー使用量(燃料使用量、他人から供給された熱の使用量、他人から供給された電気の使用量)

B：外販したエネルギー量

C：生産数量等

a：電気需要平準化時間帯の買電量

: 1.3

- ・ 経済産業大臣は、工場等において電気需要の平準化に取り組むべき指針を定め、これを公表する。(法5条2項、経済産業省告示271号「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」(平成25年12月27日))

上記指針の骨子：**電気需要平準化時間帯(電気の需要の平準化を推進する必要があると認められる時間帯)は、夏季(7~9月)、冬季(12~3月)の8~22時(休日も含む。)**。主務大臣は必要な場合工場等に対して指導及び助言をすることができる。

#### (2) 特定事業者

- ・ **工場等を設置している事業者は、設置している全ての工場等の前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500k 以上のときは、設置している全ての工場等の前年度におけるエネルギー使用量の合計量及びその設置しているそれぞれの工場等(前年度におけるエネルギーの使用量が1,500k 以上のものに限る。)**の前年度におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況に関し、**5月末日までに経済産業大臣に届け出なければならない。**既に特定事業者指定されている者は、この届出はしなくてよい。(法7条3項、規則5条、規則6条)
- ・ 経済産業大臣は、事業者が設置している工場等のうち、エネルギーの年度の使用量が原油換算で3,000k 以上の工場等を**第一種エネルギー管理指定工場等**として指定する。指定された事業者を「第一種特定事業者」という。(法10条1項、2項、令3条)
- ・ 経済産業大臣は、特定事業者が設置している工場等のうち、**第一種エネルギー管理指定**

工場等以外の工場等であってエネルギーの年度の使用量が原油換算で1,500k 以上の工場等を**第二種エネルギー管理指定工場等**として指定する。指定された事業者を「**第二種特定事業者**」という。(法13条1項、2項、令6条)

- ・**特定事業者(第一種特定事業者、第二種特定事業者)は、エネルギー管理統括者を、選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任しなければならない。**エネルギー管理統括者は、特定事業者が行う事業の実施を統括管理する者をもって充てる。エネルギー管理統括者を選任又は解任したときは、選解任があった日後の最初の7月末までに経済産業大臣に届け出なければならない。(法8条、規則8条、規則12条)
- ・**特定事業者(第一種特定事業者、第二種特定事業者)は、エネルギー管理企画推進者(エネルギー管理統括者を補佐する者)を、選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任しなければならない。**エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理士免状保有者又は指定講習機関の講習修了者をもって充てなければならない。指定講習機関の講習修了者をもってエネルギー管理企画推進者を選任した場合は、規則14条で定められた期間(3年)ごとに指定講習機関が行う講習を受けさせなければならない。エネルギー管理企画推進者を選任又は解任したときは、選任又は解任があった日後の最初の7月末までに経済産業大臣に届け出なければならない。(法9条、規則13条、規則14条、規則15条)
- ・**製造業等5業種(製造業(物品の加工修理業を含む。)、鉱業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業)に属する工場等を設置している第一種特定事業者は、令4条で定める人数(例えば、コークス製造業以外の製造業で前年度の原油換算エネルギー使用量が2万k 未満の場合は1人、2万k 以上5万k 未満の場合は2人)のエネルギー管理者を、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、第一種エネルギー管理指定工場等ごとに、選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任しなければならない。**エネルギー管理者を選任又は解任したときは、選任又は解任があった日後の最初の7月末までに経済産業大臣に届け出なければならない。(法11条、令4条、令5条、規則16条、規則17条、規則18条、規則22条)
- ・**第一種特定事業者のうち、製造業等5業種に属する事務所及び製造業等5業種以外の工場等を設置している事業者(「第一種指定事業者」という。)は、エネルギー管理員をエネルギー管理士免状保有者又は指定講習機関の講習修了者のうちから、当該工場等ごとに、選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任しなければならない。**指定講習機関の講習修了者をもって選任した場合は、規則32条で定められた期間ごとに指定講習機関が行う講習を受けさせなければならない。エネルギー管理員を選任又は解任したときは、選任又は解任があった日後の最初の7月末までに経済産業大臣に届け出なければならない。(法12条1項、2項、3項、規則23条、規則32条、規則33条)
- ・**第二種特定事業者は、エネルギー管理員を、エネルギー管理士免状保有者又は指定講習機関の講習修了者のうちから、第二種エネルギー管理指定工場等ごとに、選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任しなければならない。**指定講習機関の講習修了者をもって選任した場合は、規則32条で定められた期間ごとに指定講習機関が行う講習を受けさせなければならない。エネルギー管理員を選任又は解任したときは、選任又は解任があった日後の最初の7月末までに経済産業大臣に届け出なければならない。(法14条1項、2項、3項、規則23条、規則32条、規則33条)
- ・**特定事業者は、設置している工場等々についてのエネルギーの使用の合理化の目標に関して、その達成のための中長期的な計画を作成し、毎年度7月末日までに主務大臣に提出しなければならない。**ただし、過去2年度以上一定の条件を満たした特定事業者は、中長期計画の提出頻度が軽減される。(法15条1項、規則35条)
- ・**特定事業者は、その設置している工場等における前年度のエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況等を毎年度7月末日までに主務大臣に報告しなければならない。**その際、前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500k 以上の工場等にあつては、その使用量も報告する。(法16条1項、規則36条、規則37条)

- ・特定事業者は、申請することにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備等の設置及び改廃の状況について、経済産業大臣の登録を受けた者（「登録調査機関」という。）が行う調査（「確認調査」という。）を受けることができる。登録調査機関は、確認調査をした結果、判断基準に適合していると認めるときは、その旨を示す書面を交付する。その書面の交付を受けた特定事業者は、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、前年度の実績の報告等をしなくてよい。以下の(3)特定連鎖化事業者、(4)認定管理統括事業者及び(5)連携省エネルギー計画の認定を受けた者についても同様。（法80条、法81条、法82条、法83条、法84条、法85条、規則58条）

### （3）特定連鎖化事業者

- ・経済産業大臣は、連鎖化事業者のうち、当該連鎖化事業者が設置している全ての工場等及び当該加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等におけるエネルギーの年度の使用量の合計量が原油換算で1,500k 以上であり、法18条1項の定めに適合している事業者を特定連鎖化事業者として指定する。（法18条1項、法7条2項、令6条）
- ・連鎖化事業者は、その設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前年度におけるエネルギー使用量の合計量が原油換算で1,500k 以上であるときは、連鎖化事業者が設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前年度のエネルギー使用量の合計量並びに連鎖化事業者が設置しているそれぞれの工場等（前年度におけるエネルギーの使用量が原油換算で1,500k 以上のものに限る。）の前年度におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況に関し、5月末日までに経済産業大臣に届け出なければならない。既に特定連鎖化事業者に指定されている者は、この届出はしなくてよい。（法18条2項、3項、法7条2項、令6条、規則40条、規則41条）
- ・経済産業大臣は、特定連鎖化事業者が設置している工場等のうち、エネルギーの年度の使用量が原油換算で3,000k 以上の工場等を第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等に指定する。指定された事業者を「第一種特定連鎖化事業者」という。（法21条1項、2項、令3条）
- ・経済産業大臣は、特定連鎖化事業者が設置している工場等のうち、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等以外の工場等であって、エネルギーの年度の使用量が原油換算で1,500k 以上の工場等を第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等に指定する。指定された事業者を「第二種特定連鎖化事業者」という。（法24条1項、2項、令2条1項）
- ・特定連鎖化事業者（第一種特定連鎖化事業者、第二種特定連鎖化事業者）は、エネルギー管理統括者を、選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任しなければならない。エネルギー管理統括者は、特定連鎖化事業者が行う事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。エネルギー管理統括者を選任又は解任したときは、選解任があった日後の最初の7月末までに経済産業大臣に届け出なければならない。（法19条、規則8条、規則12条）
- ・特定連鎖化事業者（第一種特定連鎖化事業者、第二種特定連鎖化事業者）は、エネルギー管理企画推進者（エネルギー管理統括者を補佐する者）を、選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任しなければならない。エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理士免状保有者又は指定講習機関の講習修了者をもって充てなければならない。指定講習機関の講習修了者をもってエネルギー管理企画推進者を選任した場合は、規則14条で定められた期間ごとに指定講習機関が行う講習を受けさせなければならない。エネルギー管理企画推進者を選任又は解任したときは、選任又は解任があった日後の最初の7月末までに経済産業大臣に届け出なければならない。（法20条1項、3項、法9条1項、規則13条、規則15条）

(筆者注) エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者は、特定連鎖化事業者が選任すればよく、個々の加盟者は選任しなくてよい。

- ・製造業等5業種に属する工場等を設置している第一種特定連鎖化事業者は、エネルギー管理者を、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等ごとに、選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任しなければならない。エネルギー管理者を選任又は解任したときは、選任又は解任があった日後の最初の7月末までに経済産業大臣に届け出なければならない。(法22条1項、3項、令4条、令5条、規則17条、規則19条、規則45条)
- ・第一種特定連鎖化事業者のうち、製造等5業種に属する事務所及び製造等5業種以外の工場等を設置している事業者(「第一種指定連鎖化事業者」という。)は、エネルギー管理員をエネルギー管理士免状保有者又は指定講習機関の講習修了者のうちから、当該工場等ごとに、選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任しなければならない。指定講習機関の講習修了者をもって選任した場合は、規則32条で定められた期間ごとに指定講習機関が行う講習を受けさせなければならない。エネルギー管理員を選任又は解任したときは、選任又は解任があった日後の最初の7月末までに経済産業大臣に届け出なければならない。(法23条1項、3項、規則23条、規則26条、規則32条、規則33条、規則45条)
- ・第二種特定連鎖化事業者は、エネルギー管理員をエネルギー管理士免状保有者又は指定講習機関の講習修了者のうちから、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等ごとに、選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任しなければならない。指定講習機関の講習修了者をもって選任した場合は、規則32条で定められた期間ごとに指定講習機関が行う講習を受けさせなければならない。エネルギー管理員を選任又は解任したときは、選任又は解任があった日後の最初の7月末までに経済産業大臣に届け出なければならない。(法25条1項、3項、規則23条、規則32条、規則33条、規則45条)
- ・特定連鎖化事業者(第一種特定連鎖化事業者、第二種特定連鎖化事業者)は、設置している工場等及び特定連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等について、エネルギーの使用の合理化の目標に関して、その達成のための中長期的な計画を作成し、毎年度7月末日までに主務大臣に提出しなければならない。ただし、過去2年度以上一定の条件を満たした特定連鎖化事業者は、中長期計画の提出頻度が軽減される。(法26条1項、規則35条)
- ・特定連鎖化事業者(第一種特定連鎖化事業者、第二種特定連鎖化事業者)は、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等における前年度のエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況等を毎年度7月末日までに主務大臣に報告しなければならない。その際、前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500k 以上の工場等にあつては、その使用量も報告する。(法27条1項、規則36条、規則37条)

(筆者注) 中長期計画の提出及び定期報告は、特定連鎖化事業者がすればよく、個々の加盟者はしなくてよい。

#### (4) 認定管理統括事業者

- ・工場等を設置している者は、その者を含むグループ企業が一体的に省エネに取り組むことについて、その認定の申請に係るグループ企業(「密接関係者」又は「管理関係事業者」という。)と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している者として規則46条で定める要件に該当する者であること、当該工場等を設置している者及びその認定の申請に係る密接関係者が設置している全ての工場等の前年度のエネルギー使用量の合計量が原油換算で1,500k 以上であることのいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。その認定を受けた者を認定管理統括事業者という。(法29条1項、2項、規則43条、規則44条、規則46条)
- ・認定管理統括事業者は、エネルギー管理統括者を、選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任しなければならない。エネルギー管理統括者は、認定管理統括事業者が行う事

業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。エネルギー管理統括管理者を選任又は解任したときは、選解任があった日後の最初の7月末までに経済産業大臣に届け出なければならない。（法30条、規則8条、規則9条、規則11条、規則12条）

- ・認定管理統括事業者は、エネルギー管理企画推進者（エネルギー管理統括者を補佐する者）を、選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任しなければならない。エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理士免状保有者又は指定講習機関の講習修了者をもって充てなければならない。指定講習機関の講習修了者をもって選任した場合は、規則32条で定められた期間ごとに指定講習機関が行う講習を受けさせなければならない。エネルギー管理企画推進者を選任又は解任したときは、選任又は解任があった日後の最初の7月末までに経済産業大臣に届け出なければならない。（法31条、規則13条、規則15条）

（筆者注）エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者は、認定管理統括事業者が選任すればよく、個々の管理関係事業者は選任しなくてよい。

- ・経済産業大臣は、認定管理統括事業者が設置している工場等のうち、エネルギーの年度の使用量が原油換算で3,000k 以上の工場等を**第一種管理統括エネルギー管理指定工場等**に指定する。指定された事業者を「**第一種認定管理統括事業者**」という。（法32条1項、2項、令3条）
- ・製造業等5業種に属する第一種認定管理統括事業者は、エネルギー管理者を、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等ごとに、選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任しなければならない。エネルギー管理者を選任又は解任したときは、選任又は解任があった日後の最初の7月末までに経済産業大臣に届け出なければならない。（法33条1項、2項、令4条、令5条、規則17条、規則20条、規則45条）
- ・第一種認定管理統括事業者のうち、製造等5業種に属する事務所及び製造等5業種以外の工場等を設置している事業者（「第一種指定管理統括事業者」という。）は、エネルギー管理員をエネルギー管理士免状保有者又は指定講習機関の講習修了者のうちから、当該工場等ごとに、選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任しなければならない。指定講習機関の講習修了者をもって選任した場合は、規則32条で定められた期間ごとに指定講習機関が行う講習を受けさせなければならない。エネルギー管理員を選任又は解任したときは、選任又は解任があった日後の最初の7月末までに経済産業大臣に届け出なければならない。（法34条1項、3項、規則23条、規則28条、規則32条、規則33条）
- ・経済産業大臣は、認定管理統括事業者が設置している工場等のうち、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等以外の工場等であって、エネルギーの年度の使用量が原油換算で1,500k 以上の工場等を**第二種管理統括エネルギー管理指定工場等**に指定する。指定された事業者を「**第二種認定管理統括事業者**」という。（法35条1項、2項、令2条1項）
- ・第二種認定管理統括事業者は、エネルギー管理員をエネルギー管理士免状保有者又は指定講習機関の講習修了者のうちから、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等ごとに、選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任しなければならない。指定講習機関の講習修了者をもって選任した場合は、規則32条で定められた期間ごとに指定講習機関が行う講習を受けさせなければならない。エネルギー管理員を選任又は解任したときは、選任又は解任があった日後の最初の7月末までに経済産業大臣に届け出なければならない。（法36条1項、3項、規則23条、規則32条、規則33条）
- ・認定管理統括事業者は、設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等について、エネルギーの使用の合理化の目標に関して、その達成のための中長期的な計画を作成し、毎年度7月末日までに主務大臣に提出しなければならない。ただし、過去2年度以上一定の条件を満たした認定管理統括事業者は、中長期計画の提出頻度が軽減される。（法37条1項、規則35条）
- ・認定管理統括事業者は、その設置している工場等及びその管理関係事業者が設置してい

る工場等における前年度のエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況等を毎年度7月末日までに主務大臣に報告しなければならない。その際、前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500k 以上の工場等にあつては、その使用量も報告する。（法38条1項、規則36条、規則37条）

（筆者注）中長期計画の提出及び定期報告は、認定管理統括事業者が一体的に提出すればよい。

- ・ 経済産業大臣は、管理関係事業者が設置している工場等の内、エネルギーの年度の使用量の合計量が原油換算で3,000k 以上であるものを**第一種管理関係エネルギー管理指定工場等**に指定する。指定された事業者を「**第一種管理関係事業者**」という。（法40条1項、法7条1項、2項、令6条）
- ・ 製造業等5業種に属する**第一種管理関係事業者は、エネルギー管理者を、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等ごとに、選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任しなければならない。エネルギー管理者を選任又は解任したときは、選任又は解任があつた日後の最初の7月末日までに経済産業大臣に届け出なければならない。**（法41条1項、2項、令4条、令5条、規則17条、規則21条）
- ・ **第一種管理関係事業者のうち、製造等5業種に属する事務所及び製造等5業種以外の工場等を設置している事業者（「第一種指定管理関係事業者」という。）は、エネルギー管理員をエネルギー管理士免状保有者又は指定講習機関の講習修了者のうちから、当該工場等ごとに、選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任しなければならない。指定講習機関の講習修了者をもって選任した場合は、規則32条で定められた期間ごとに指定講習機関が行う講習を受けさせなければならない。エネルギー管理員を選任又は解任したときは、選任又は解任があつた日後の最初の7月末日までに経済産業大臣に届け出なければならない。**（法42条1項、3項、規則23条、規則28条、規則32条、規則33条、規則45条）
- ・ 経済産業大臣は、管理関係事業者が設置している工場等のうち、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等以外の工場等であつて、エネルギーの年度の使用量が原油換算で1,500k 以上の工場等を**第二種管理関係エネルギー管理指定工場等**に指定する。この事業者を「**第二種管理関係事業者**」という。（法43条1項、2項、令2条1項）
- ・ **第二種管理関係事業者は、エネルギー管理員をエネルギー管理士免状保有者又は指定講習機関の講習修了者のうちから、第二種管理関係エネルギー管理指定工場等ごとに、選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任しなければならない。指定講習機関の講習修了者をもって選任した場合は、規則32条で定められた期間ごとに指定講習機関が行う講習を受けさせなければならない。エネルギー管理員を選任又は解任したときは、選任又は解任があつた日後の最初の7月末日までに経済産業大臣に届け出なければならない。**（法44条1項、3項、規則23条、規則32条、規則33条）

#### （5）連携省エネルギー計画認定に係る事業者

- ・ 工場等を設置している者は、他の工場等を設置している者と連携して工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置（以下「**連携省エネルギー措置**」という。）に関する計画（以下「**連携省エネルギー計画**」という。）を作成し、経済産業大臣に提出し、その連携省エネルギー計画が適当である旨の認定を受けることができる。（法46条、法47条、規則47条、規則49条、規則50条）
- ・ **連携省エネルギー計画の認定を受けた特定事業者（又は特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者）は、その設置している工場等における前年度のエネルギーの使用量、連携省エネルギー計画の認定に係る連携省エネルギー措置に係る当該工場等において使用したエネルギーの使用量等を毎年度7月末日までに主務大臣に報告しなければならない。**（法48条、規則36条、規則37条）

- ・上記の認定を受けた者(特定事業者、特定連携化事業者及び認定管理統括事業者を除く。)は、毎年度7月末日までに、当該認定に係る連携省エネルギー措置に係るその設置している工場等において使用したエネルギーの量、連携省エネルギー措置の実施状況等に関し、主務大臣に報告しなければならない。(法49条、規則47条、法48条、規則52条、規則53条)

## (6) 特定貨物輸送事業者

- ・国土交通大臣は、貨物輸送事業者(認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。)であって、貨物輸送用鉄道車両300両以上、事業用貨物自動車200台以上、自家用貨物自動車200台以上、内航運送事業用船舶合計総トン数2万トン以上を保有する事業者を、その区分ごとに**特定貨物輸送事業者**に指定する。(法99条1項、法101条1項、2項、令10条)
- ・貨物輸送事業者は、貨物輸送区分(貨物輸送用鉄道車両、事業用貨物自動車、自家用貨物自動車、内航運送事業用船舶)ごとに前年度の末日における輸送能力が、貨物輸送用鉄道車両300両以上、事業用貨物自動車200台以上、自家用貨物自動車200台以上、内航運送事業用船舶合計総トン数2万トン以上であるときは、翌年度4月末日までに、その輸送能力に関し、貨物輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。既に特定貨物輸送事業者の指定を受けている者は、届け出なくてよい。(法101条2項)
- ・特定貨物輸送事業者は、特定貨物輸送事業者の指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度6月末日までに、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。(法102条)
- ・特定貨物輸送事業者は、特定貨物輸送事業者の指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度6月末日までに、貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物の輸送に係るエネルギーの使用状況等に関し、貨物輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。(法103条1項)

## (7) 荷主、準荷主、特定荷主

### ) 荷主

- ・荷主は、「エネルギー使用の合理化に関する基本方針」(経済産業省告示第268号、第234号)の定め留意して、モーダルシフト、輸送機器の大型化、輸送力の利用効率の向上、電気需要平準化時間帯以外の時間帯に輸送させるなどにより、省エネに努めるとともに、電気の需要の平準化に資するよう努めなければならない(努力義務)。(法106条1項、規則73条)
- ・経済産業大臣及び国土交通大臣は、荷主の判断基準(\*)となるべき事項を定めて公表する。(法107条1項、3項)
  - (\*)「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用に関する荷主の判断基準」(平成30年11月30日 経済産業大臣/国土交通大臣)
- ・経済産業大臣及び国土交通大臣は、荷主が取り組むべき措置に関する指針(\*)を定めて公表する。(法107条2項、3項)
  - (\*)「荷主における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」(平成25年12月27日 国土交通大臣告示第9号)

### ) 準荷主

- ・準荷主は、「エネルギー使用の合理化に関する基本方針」(経済産業省告示第268号、第234号)の定め留意して、荷主が行うモーダルシフト、輸送機器の大型化、輸送力の利用効率の向上のための措置に資するよう、貨物輸送事業者への指示を適切に行う

よう努めなければならない(努力義務)。(法106条2項、3項、規則74条)

- ・ )に記した経済産業大臣及び国土交通大臣による荷主の判断基準及び荷主が取り組むべき措置に関する指針は、準荷主にも適用される。

#### ) 特定荷主

- ・ 経済産業大臣は、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が3,000万トンキロ以上の荷主を特定荷主として指定する。(法109条1項、令12条)
- ・ 荷主は、前年度における貨物輸送事業者に輸送させた貨物輸送量が3,000万トンキロ以上であるときは、4月末までに経済産業大臣に届け出なければならない。既に特定荷主に指定されているときは届け出なくてよい。(法109条2項、規則75条、規則76条)
- ・ 特定荷主は、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、毎年度6月末日までに主務大臣に提出しなければならない。ただし、過去2年度以上一定の条件を満たした特定荷主は、中長期計画の提出頻度が軽減される。(法110条、規則78条)
- ・ 特定荷主は、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況等に関し、規則80条に定める事項を毎年度6月末日までに主務大臣に報告しなければならない。(法111条、規則79条、規則80条)

#### (8) 認定管理統括荷主

- ・ 荷主及び「密接関係荷主」(グループ企業)の前年度の貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量の合計量が3,000万トンキロ以上の荷主は、グループ企業が一体的に貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、定められた要件に適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。認定を受けた荷主を認定管理統括荷主という。(法113条1項、2項、規則81条、規則82条、規則84条)
- ・ 認定管理統括荷主は、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関して、その達成のための中長期的な計画を作成し、毎年度6月末日までに主務大臣に提出しなければならない。(法114条1項、規則78条)
- ・ 認定管理統括荷主は、認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況等に関し、毎年度6月末日までに主務大臣に報告しなければならない。(法115条、規則79条)

#### (9) 荷主連携省エネルギー計画の認定に係る事業者

- ・ 荷主は、他の荷主と連携して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置(「荷主連携省エネルギー措置」)に関する計画(「荷主連携省エネルギー計画」)を作成し、これを経済産業大臣に提出して、その荷主連携省エネルギー計画が妥当である旨の認定を受けることができる。(法117条、規則85条、規則87条)
- ・ 荷主連携省エネルギー計画の認定を受けた特定荷主は、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量等に関し、毎年度6月末日までに主務大臣に報告しなければならない。(法119条)
- ・ 荷主連携省エネルギー計画の認定を受けた者(特定荷主及び認定管理統括荷主を除く。)は、当該認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る当該荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量等に関し、毎年度6月末日までに主務大臣に報告しなければならない。(法120条、規則90条、規則91条)

#### (10) 特定旅客輸送事業者

- ・国土交通大臣は、旅客輸送事業者（本邦内の各地間において発着する旅客輸送を、業として、エネルギーを使用して行う者をいう。）（認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。）であって、旅客輸送用鉄道車両300両以上、バス200台以上、タクシー350台以上、船舶合計総トン数2万トン以上を保有する事業者を、その区分ごとに特定旅客輸送事業者に指定する。（法125条1項、2項、令14条）
- ・旅客輸送事業者は、旅客輸送区分（旅客輸送用鉄道車両、バス、タクシー、船舶）ごとに前年度の末日における輸送能力が、旅客輸送用鉄道車両300両以上、バス200台以上、タクシー350台以上、船舶合計総トン数2万トン以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その輸送能力に関し、旅客輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。既に特定旅客輸送事業者に指定されているときは届け出なくてよい。（法125条2項）
- ・特定旅客輸送事業者は、特定旅客輸送事業者の指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、毎年度6月末日までに、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。（法126条）
- ・特定旅客輸送事業者は、特定旅客輸送事業者の指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度6月末日までに、旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他旅客の輸送に係るエネルギーの使用状況等について、旅客輸送区分（旅客輸送用鉄道車両、バス、タクシー、船舶）ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。（法127条1項）

#### （11）認定管理統括貨客輸送事業者

- ・貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者（以下「貨客輸送事業者」という。）並びにその認定の申請に係る密接関係貨客輸送事業者の輸送能力の合計が3,000万トンキロ以上の貨客輸送事業者は、グループ企業が一体的に省エネルギーに取り組むことについて、国土交通大臣の認定を受けることができる。認定を受けた貨客輸送事業者を認定管理統括貨客輸送事業者という。（法130条1項、2項）
- ・認定管理統括貨客輸送事業者は毎年度6月末日までに、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。（法131条）
- ・認定管理統括貨客輸送事業者は、毎年度6月末日までに、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況等について、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。（法132条1項）

#### （12）貨客輸送連携省エネルギー計画認定に係る事業者

- ・貨客輸送事業者は、他の貨客輸送事業者と連携して貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置（「貨客輸送連携省エネルギー措置」という。）に関する計画（「貨客輸送連携省エネルギー計画」という。）を作成し、これを国土交通大臣に提出して、認定を受けることができる。（法134条）
- ・貨客輸送連携省エネルギー計画の認定を受けた特定貨物輸送事業者は、毎年度6月末日までに、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、前年度の貨客輸送連携省エネルギー計画の実績報告をしなければならない。（法136条1項、法103条1項）
- ・貨客輸送連携省エネルギー計画の認定を受けた特定旅客輸送事業者は、毎年度6月末日までに、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、前年度の貨客輸送連携省エネルギー計画の実績報告をしなければならない。（法136条2項、法127条1項）
- ・貨客輸送連携省エネルギー計画の認定を受けた認定管理統括貨客輸送事業者は、毎年度6月末日までに、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、前年度の貨客輸送連携省エネルギー

一計画の実績報告をしなければならない。（法136条3項、法134条1項）

- ・貨客輸送連携省エネルギー計画の認定を受けた者（特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者及び認定管理統括貨客輸送事業者を除く。）は、毎年度6月末日までに、前年度の貨客輸送連携省エネルギー計画の実績報告をしなければならない。（法137条）

### （13）特定航空輸送事業者

- ・国土交通大臣は、航空輸送事業者（本邦各地間で発着する貨物又は旅客の輸送を、業として、航空機を使用して行うもの。）の内、過去1年間の輸送能力が9,000トン以上のものを**特定航空輸送事業者**として指定する。（法139条1項、3項、令16条）
- ・航空輸送事業者は、前年度の末日における輸送能力（最大離陸重量）が9,000トン以上であるときは、翌年度4月末日までに、その輸送能力に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。既に特定航空輸送事業者として指定されているときは届け出なくてよい。（法139条3項、令16条）
- ・特定航空輸送事業者は、特定航空輸送事業者の指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度6月末日までに、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。（法140条）
- ・特定航空輸送事業者は、特定航空輸送事業者の指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度6月末日までに、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況等に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。（法141条1項）

### （14）建築物の建築をする者等

- ・建築物の建築をする者、建築物の所有者若しくは管理者、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替えをする者、建築物への空調設備等の設置又は建築物に設置された空調設備の改修をする者などは、「エネルギー使用の合理化に関する基本方針」（経済産業省告示第268号、第234号）の定めるところに留意して、令17条で定める建築設備（空調設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機）に関して、省エネルギーと電気の平準化に努めなければならない。（努力義務）（法143条）

### （15）特定エネルギー消費機器等の製造事業者等

- ・エネルギー消費機器等の製造又は輸入の事業を行う者（以下「エネルギー消費機器等製造事業者等」という。）は、「エネルギー使用の合理化に関する基本方針」（経済産業省告示第268号、第234号）の定めを留意して、エネルギー消費機器等のエネルギー消費性能の向上を図るなどにより、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。（努力義務）（法144条1項）
- ・電気を消費する機械器具等の製造又は輸入の事業を行う者は、基本方針の定めを留意して、機械器具の電気の使用の平準化を図ることにより、電気の需要の平準化努めなければならない。（努力義務）（法144条2項）
- ・**特定エネルギー消費機器**とは、乗用自動車（ガソリン、軽油又はLPGを燃料とするもの）、貨物自動車（ガソリン又は軽油を燃料とするもの）、エアコン、照明器具（安定器又は制御装置を有するものに限る）、テレビ受信機、電気冷蔵庫等の29分類のものをいい、その関係機器を特定関係機器、両方併せて**特定エネルギー消費機器等**という。（法145条、令18条）
- ・経済産業大臣及び国土交通大臣は、トップランナー方式で、エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準を定め、公表する。経済産業大臣は、エネルギー消費機器等製造事業者等が、エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準に照らして、消費性能の向上を更に行う必要があると認めるときは、生産量又は輸入量が令19条で定める要件（乗用自動車2千台、エアコン5百台、照明器具5万台、テレビ1万台、電気冷蔵庫2千台、電気

冷凍庫3百台、貨物自動車2千台、電気冷蔵庫2千台（家庭用以外のものは百台）などに該当する者に対して、改善するよう勧告することができる。勧告に従わなかったときはその旨を公表することができる。正当な理由なく勧告に従った措置をとらなかった場合は、勧告に従うよう命ずることができる。（法146条）

- ・経済産業大臣は、特定エネルギー消費等機器等ごとに、エネルギー消費機器等製造事業者等が表示すべき事項（エネルギー消費性能等）を定め、公表する。この公表に従わなかったときは、生産量又は輸入量が令19条で定める要件（乗用自動車2千台、エアコン5百台、照明器具5万台、テレビ1万台、電気冷蔵庫2千台、電気冷凍庫3百台、貨物自動車2千台、電気冷蔵庫2千台（家庭用以外のものは百台）など）に該当する者に対して勧告、公表、命令することができる。（法147条、法148条、）

#### （16）特定熱損失防止建築材料の製造事業者等

- ・建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に使用される建築材料（以下「**熱損失防止建築材料**」という。）の製造、加工又は輸入の事業を行う者（以下「**熱損失防止建築材料製造事業者等**」という。）は、「エネルギー使用の合理化に関する基本方針」（経済産業省告示第268号、第234号）の定めに留意して、熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の向上に努めなければならない。（努力義務）（法149条）
- ・経済産業大臣は、**特定熱損失防止建築材料**（断熱材、サッシ、複層ガラス）ごとに熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準を定め、公表する。この公表に従わなかったときは、生産量又は輸入量が令22条で定める要件（断熱材18万㎡、サッシ9万4千窓、複層ガラス11万㎡）に該当する者に対して、勧告、公表、命令をすることができる。（法150条、法151条、令21条、令22条）
- ・経済産業大臣は、特定熱損失防止建築材料について、特定熱損失防止建築材料ごとに表示すべき事項を定め、告示する。この告示に従わなかったときは、勧告、公表、命令をすることができる。（法152条、法153条）

#### （17）電気事業者

- ・電気事業者は、その供給する電気を使用する者から規則96条で定める情報の開示を求められたときは、遅滞なく、当該情報を開示しなければならない。（法154条1項）
- ・電気事業者は、「エネルギー使用の合理化に関する基本方針」（経済産業省告示第268号、第234号）の定めに留意して、電気需要の平準化のための計画を作成し、遅滞なく公表しなければならない。（法155条1項、2項）

#### （18）エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売り業者

- ・エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売り業者は、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するよう努めなければならない。（法161条）
- ・建築物の販売又は賃貸の事業を行う者、電気を消費する機械器具の小売業者等は、一般消費者が行う電気の需要の平準化に資する情報の提供に努めなければならない。（法161条）

### 5）罰則

#### （1）1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- ・事業者が該当する事項なし。

#### （2）100万円以下の罰金

- ・エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者、エネルギー管理員を選任しなかった者（法170条）
- ・行政による命令に違反した者（法170条）

( 3 ) 50万円以下の罰金

- ・前年度のエネルギー使用量、貨物輸送能力若しくは旅客輸送能力、貨物輸送事業者に輸送させる貨物輸送量、航空輸送能力が法で定められた量以上になっているが、法で規定されている届出をせず、又は虚偽の届出をした者（法171条）
- ・エネルギーの使用の合理化の目標に関し、中長期的な計画を提出しなかった者（法171条）
- ・エネルギーの使用量その他エネルギーの使用状況等についての定期報告をせず若しくは虚偽の報告をした者、行政による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（法171条）

( 4 ) 20万円以下の過料

- ・エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者、エネルギー管理員の選任又は解任の届出をせず、又は虚偽の届出をした者（法174条）

以上

## 7. フロン排出抑制法解説

### 1) フロン排出抑制法制定・改正の背景と経緯

- ・1974年米国カリフォルニア大学のローランドとモリーナが、フロンがオゾン層を破壊することを初めて提唱した。ローランドとモリーナ他は、この業績により、1995年にノーベル化学賞を受賞した。
- ・オゾン層保護のためのウィーン条約(1985年)及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(1987年)などを受けて、日本では1988年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(オゾン層保護法)が制定された。
- ・2001年にオゾン層保護法とは別に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収破壊法)が制定され、2014年には、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたり包括的に規制するため、フロン回収破壊法に代えて「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(通常「フロン排出抑制法」と略称される。)が制定され、2015年4月1日付で施行された。
- ・2019年にフロン排出抑制法が改正され、機器廃棄時の規制が強化された(2020年4月1日施行)。

### 2) フロン排出抑制法の目的

- ・フロン排出抑制法の目的は、要約すると「オゾン層を破壊し、又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責任等を定めるとともに、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の措置を講じること。」である。(法1条)
- ・この資料では、法が適用される事業者に関する事項を、この資料使用時の利便性を考え箇条書きにまとめた。また、法令を参照しやすいように、規制内容ごとに、それを定めている法令の箇条を示した。以下、フロン排出抑制法を法、フロン排出抑制法施行令を令、フロン排出抑制法施行規則を規則と略して記載する。

### 3) フロン排出抑制法の適用を受ける事業者

#### (1) フロン類製造業者等

- ・フロン類とは、オゾン層保護法に規定されている特定物質(オゾン層を破壊する物質であってオゾン層保護法施行令で定めるもの(CFC、HCFC他))及び地球温暖化対策推進法に規定されているハイドロフルオロカーボンの内、地球温暖化対策推進法施行令で定めるもの(HFC類他)をいう。(法2条1項)
- ・フロン類製造業者等とは、フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品の製造を業として行う者、フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品の輸入を業として行う者、及びの行為(製造又は輸入)を他の者に対し業として委託をする者をいう。(法2条7項)
- ・フロン類代替物質とは、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものをいう。(法2条6項)
- ・フロン類使用製品とは、フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器その他の製品をいう。(法2条2項)

#### (2) 指定製品製造業者等

- ・指定製品とは、フロン類使用製品のうち、特定製品その他我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際して

のフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして令1条で定めるもの（エアコンディショナー（特定製品以外のもの）、硬質ポリウレタンフォーム用原液（断熱材の成形のために用いられるものに限る。）、断熱材（硬質ポリウレタンフォームを用いたものに限る。）、冷蔵機器及び冷凍機器であって、第一種特定製品以外のもの（冷蔵又は冷蔵の機能を有する自動販売機を含み、硬質ポリウレタンフォームを用いものに限る。）、専ら噴射剤のみを充填した噴霧器（専ら不燃性を必要とする状況で用いられるものを除く。））をいう。（法2条2項、令1条）

- ・特定製品とは、フロン類使用製品のうち、我が国において大量に使用され、かつ、冷媒として相当量のフロン類が充填されているものをいい、第一種特定製品と第二種特定製品とに分類される。（法2条2項、3項、4項）
- ・第一種特定製品とは、業務用機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充填されている、エアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）をいう。（法2条3項）
- ・第二種特定製品とは、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナー（車両のうち乗車のために設置された場所の冷房の用に供するものに限る。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（特定エアコンディショナー）をいう。（法2条4項、使用済自動車再資源化法（自動車リサイクル法）2条8項）

### （3）指定製品の管理者

- ・管理者とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者をいう。（法2条8項）

### （4）第一種特定製品の管理者

- ・管理者の定義は、上記(3)と同じ。
- ・管理第一種特定製品とは、第一種特定製品の管理者がその使用等を管理する責任を有する第一種特定製品をいう。（法16条1項）

### （5）第一種特定製品廃棄等実施者

- ・第一種特定製品廃棄等実施者とは、第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者をいう。（法41条）

### （6）第一種フロン類充填回収業者、第二種フロン類回収業者

- ・第一種フロン類充填回収業者とは、第一種特定製品の整備をする際当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填すること及び第一種特定製品の整備又は廃棄等の際、当該第一種特定製品に冷媒として使用されているフロン類を回収することを業として行う者で、都道府県知事の登録を受けている者をいう。（法2条10項）
- ・第二種フロン類回収業者とは、第二種特定製品のフロン類回収業者をいう。（法6条）

### （7）第一種特定製品整備者

- ・第一種特定製品整備者とは、第一種特定製品の整備を行う者をいう。（法6条）

### （8）第一種フロン類引渡受託者

- ・第一種フロン類引渡受託者とは、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引き渡しの委託を受けた者（委託されたフロン類について順次行われる第一種フロン類充填回収業者への引き渡しの再委託を受けた者を含む。）をいう。（法43条4項）

### （9）特定解体工事元請負業者

- ・特定解体工事元請負業者とは、建築物その他の工作物（第一種特定製品が設置されて

いないことが明らかなものを除く。)の全物又は一部を解体する工事を発注しようとする第一種特定製品の管理者(「特定解体工事発注者」)から直接解体工事を請け負う建設業者をいう。(法42条1項)

#### (10) 第一種特定製品引取等実施者

- ・第一種特定製品引取等実施者とは、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品の解体等を目的として有償又は無償での譲受けを行う者をいう。(法45条の2 1項)  
(筆者注)第一種特定製品引取等実施者とは、上記の定義を言い換えれば、廃棄物業者又はリサイクル業者と理解して良いであろう。

#### (11) 第一種フロン類再生業者

- ・第一種フロン類再生業者とは、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生を業として行う者で、主務大臣の許可を受けている者をいう。(法2条11項)

#### (12) フロン類破壊業者

- ・フロン類破壊業者とは、特定製品に冷媒として充填されているフロン類の破壊を業として行う者をいう。(法2条12項)

#### (13) 情報処理センター

### 4) フロン排出抑制法の適用を受ける事業者がしなければならないこと

#### (1) フロン類製造業者等

- ・「フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針」(平26経産国交環告87)に沿って、フロン類代替物質の開発その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体の施策に協力することが求められている。(法4条1項、3項)
- ・フロン類製造業者等がフロン類代替物質の開発、フロン類の使用の合理化等のために取り組むべき措置に関する指針が定められている。(法9条1項、「フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項」(平27経産告48))
- ・特定製品(第一種特定製品+第二種特定製品)の製造業者等は、特定製品を販売するまでに、特定製品に冷媒として使用されているフロン類に関し、当該特定製品に、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、以下の事項を表示しなければならない。(法87条、規則94条)

イ) 当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。

ロ) 当該特定製品を廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること。

ハ) 当該フロン類の種類及び数量

ニ) その他主務省令で定める事項(当該特定製品が第一種特定製品である場合は、冷媒として充填されているフロン類の地球温暖化係数他)

#### (2) 指定製品製造業者等

- ・上記二つの指針に沿って、フロン類代替物質を使用した製品の開発、指定製品の使用等に際して排出されるフロン類によりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の低減その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体の施策に協力することが求められている。(法4条2項)
- ・指定製品の製造業者等が講ずべき措置については、法12条~15条に規定されている。

#### (3) 指定製品の管理者

指定製品の管理者は、「平26経国交環告87（フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針）」に従い、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めなければならない。（法5条）

#### （4）第一種特定製品の管理者

- ・主務大臣が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（平26経産環告13）に沿って、以下の管理をすることが求められている。（法16条、「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（平26経産環告13））

イ）管理第一種特定製品の適切な場所への設置、適正な使用環境の維持及び確保。

ロ）全ての管理第一種特定製品の簡易点検：定格出力に関係なく全ての業務用機器について3月に1回以上の頻度で点検し、点検及び整備の結果を第一種特定製品ごとに記録し、記録は機器廃棄のためのフロン類の引渡し完了日から3年間保存しなければならない。（2020年4月1日施行の改正フロン排出抑制法により、記録の保存期間が変更された。）

エアコンの点検項目：異常音、外観の損傷、摩耗、腐食、さびその他の劣化、油洩れ、霜の付着の有無

冷蔵機器・冷凍機器の点検項目：エアコンの点検項目＋冷蔵・冷凍機器の庫内若しくは陳列棚の温度

ハ）一定規模以上の管理第一種特定製品の定期点検（＝専門点検（十分な知見を有するものが、検査を自ら行い又は検査に立ち会うこと））：7.5kW以上の冷蔵・冷凍機器及び50kW以上のエアコンは1年に1回以上、7.5kW以上50kW未満のエアコンは3年に1回以上の頻度で点検し、点検及び整備の結果は第一種特定製品ごとに記録し、記録は当該機器廃棄のためのフロン類の引き渡し完了日から3年間保存しなければならない。（2020年4月1日施行の改正フロン排出抑制法により、記録の保存期間が変更された。）

- ・フロン類の年間漏えい量が1,000t-CO<sub>2</sub>以上の場合は、毎年度7月末までに、主務大臣に報告しなければならない。連鎖化事業者（約款に加盟者（フランチャイズチェーン店）が管理第一種特定製品に関して一体となって管理する定めがある場合）は、その全加盟者の管理第一種特定製品を連鎖化事業者の管理第一種特定製品とみなして報告する。（法19条1項、2項、「フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令」（平26閣総務法外財文科厚労農水経産国交環防令2））

#### （5）第一種特定製品廃棄等実施者

- ・第一種特定製品廃棄時には、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。（法41条、規則27条の2）

- ・第一種特定製品廃棄時に、自ら第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときは、引き渡しの際に、第一種フロン類充填回収業者に「回収依頼書」を交付しなければならない。「回収依頼書」の写しを3年間保存しなければならない。（法43条1項、3項、規則28条、規則29条、規則32条）

- ・第一種特定製品廃棄時に、第一種フロン類充填回収業者への引き渡しを他の者に委託する場合は、引き渡しの委託を受けた者に「委託確認書」を交付しなければならない。

「委託確認書」の写しを3年間保存しなければならない。（法43条2項、3項、規則30条、規則31条）

- ・第一種フロン類引渡受託者が再委託をする場合には、第一種フロン類引渡受託者は、あらかじめ、第一種特定製品廃棄等実施者から再委託について承諾をする旨を記載し

た書面（再委託承諾書）の交付を受けなければならない。第一種特定製品廃棄等実施者は、交付をした書面（「再委託承諾書」）の写しを3年間保存しなければならない。  
（法43条4項、規則33条、規則34条）

- ・ 第一種フロン類充填回収業者は、特定製品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取ったときは、フロン類の引き取りを証する「引取証明書」をフロン類の引き取り後速やかに当該第一種特定製品廃棄等実施者に交付しなければならない。第一種特定製品廃棄等実施者は、「引取証明書」の交付を受けたときは、当該引き渡しを終了したことを当該「引取証明書」により確認し、かつ、当該「引取証明書」は交付を受けた日から3年間保存しなければならない。（法45条1項、3項、規則41条、規則42条、規則43条）
- ・ 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取ったときは、フロン類の引き取り後速やかに、当該第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を送付するとともに、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取証明書の写しを交付しなければならない。第一種特定製品廃棄等実施者は、当該「引取証明書」の送付を受けたときは、当該引き渡しを終了したことを当該「引取証明書」により確認し、かつ、当該「引取証明書」は送付を受けた日から3年間保存しなければならない。（法45条2項、3項、規則44条、規則45条、規則48条）
- ・ 「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付の日から30日以内（解体工事の契約に伴い「委託確認書」を交付する場合には、「委託確認書」の交付の日から90日以内）に「引取証明書」の交付若しくは送付を受けないとき、又は「引取証明書」に必要事項が記載されていないとき若しくは虚偽の記載があるときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。（法45条4項、規則46条）
- ・ 第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的に有償若しくは無償での譲受け（「引取り等」という。）を行おうとする者（「第一種特定製品引取等実施者」）に第一種特定製品を引き渡すときは、第一種フロン類充填回収業者から交付又は送付を受けた「引取証明書」の写しを、第一種特定製品を引き渡す際に第一種特定製品引取等実施者に交付しなければならない。（法45条の2 1項、規則48条の2、規則48条の3）

#### （6）第一種フロン類充填回収業者

- ・ 第一種フロン類充填回収業者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。その登録は5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（法27条1項、2項、法30条、規則31条）
- ・ 第一種特定製品整備者から委託を受けてフロン類の充填をするときは、規則で定められている充填に関する基準に従って行わなければならない。（法37条3項、規則14条）
- ・ 第一種フロン類充填回収業者は、フロン類を充填したときは、充填した日から30日以内に整備を発注した第一種特定製品の管理者に「充填証明書」を交付しなければならない。（法37条4項、規則15条、規則16条）
- ・ 第一種特定製品廃棄等実施者からフロン類の引き取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。引き取ったフロン類は、規則40条で定める回収に関する基準に従って回収しなければならない。（法44条1項、2項、規則40条）
- ・ 第一種特定製品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取ったときは、第一種特定製品廃棄等実施者に引取証明書を交付し、第一種フロン類充填回収業者は、当該「引取証明書」の写しを当該交付をした日から3年間保存しなければならない。（法45条1項）

- ・第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取ったときは、第一種特定製品廃棄等実施者に引取証明書を送付するとともに、第一種フロン類引渡受託者に「引取証明書」の写しを交付しなければならない。第一種フロン類充填回収業者は「引取証明書」の写しを3年間保存しなければならない。（法45条2項、規則44条、規則45条、規則48条）
- ・フロン類を回収するときは、規則で定められているフロン類の回収に関する基準に従って行わなければならない。（法39条3項、法44条2項、規則40条）
- ・第一種特定製品整備者から委託を受けてフロン類を回収したときは、当該第一種特定製品の整備を発注した**第一種特定製品の管理者に、フロン類を回収した日から30日以内に「回収証明書」**を交付しなければならない。（法39条6項、規則22条、規則23条）
- ・フロン類の種類ごとに充填量及び回収量、自らが第一種フロン類再生業者として再生した量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量等について、記録を作成し、これをその作成日から5年間業務を行う事業所に保存しなければならない。（法47条1項、規則51条）
- ・フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度の第一種特定製品の整備時に充填した量及び回収した量、第一種特定製品の廃棄時に回収した量、自らが第一種フロン類再生業者として再生した量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他規則で定められている事項を都道府県知事に報告しなければならない。（法47条3項、規則52条）
- ・第一種フロン類再生業者から「再生証明書」の送付を受けたとき又はフロン類破壊業者から「破壊証明書」の送付を受けたときは、遅滞なく、次の区分に応じ、それぞれ各区分に定める者に、当該再生証明書又は破壊証明書を回付しなければならない。回付をした再生証明書の写し又は破壊証明書の写しを3年間保存しなければならない。（法59条2項、法70条、規則66条、規則81条）

イ) 第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者

ロ) 第一種特定製品整備者から引き取った場合、当該第一種特定製品整備者

ハ) 第一種特定製品廃棄等実施者から直接に、又は第一種フロン類引渡受託者を通じて引き取った場合、当該第一種特定製品廃棄等実施者

（筆者注）第一種フロン類充填回収業者から「再生証明書」又は「破壊証明書」の回付を受けた第一種特定製品の管理者又は第一種特定製品廃棄等実施者には、「再生証明書」又は「破壊証明書」の保存義務はない。

（7）第一種特定製品整備者

- ・第一種特定製品の整備に際して、フロン類を充填する必要があるときは、都道府県知事に登録された第一種フロン類充填回収業者に充填を委託しなければならない。（法37条1項）
- ・第一種特定製品の整備に際して、第一種特定製品に充填されているフロン類を回収する必要があるときは、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。（法39条1項）

（8）第一種フロン類引渡受託者

- ・第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引き渡しを委託されたときは、第一種特定製品廃棄等実施者から「委託確認書」の交付を受ける。（法43条2項、規則30条、規則31条）
- ・他の者に再委託するときは、第一種特定製品廃棄等実施者から「再委託承諾書」の交

付を受け、3年間保存しなければならない。(法43条4項、規則33条、規則34条)

- ・他の者に再委託するときは、「委託確認書」に再委託を受けた者の氏名等を記載し、再委託を受けた者に委託確認書を回付しなければならない。第一種フロン類引渡受託者(再委託を受けた者を含む。)は、第一種フロン類充填回収業者に「委託確認書」を回付しなければならない。左のいずれの場合も、「委託確認書」の写しを当該回付の日から3年間保存しなければならない。(法43条5項、6項、7項、規則35条、規則37~39条)
- ・第一種フロン類充填回収業者から「引取証明書」の写しの交付を受け(「引取証明書」の正本は第一種特定製品廃棄等実施者に送付される。)、交付を受けた日から3年間保存しなければならない。(法45条2項、5項、規則44条、規則45条、規則48条)

#### (9) 特定解体工事元請負業者

- ・解体しようとする建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認し、その確認結果を特定解体工事発注者に書面を交付して説明しなければならない。特定解体工事元請負業者は当該書面の写しを3年間保存しなければならない。特定解体工事発注者は当該書面(「第一種特定製品事前確認結果説明書」)を交付を受けた日から3年間保存しなければならない。(法42条1項、3項、「特定解体工事元請負業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令」(平18経産国交環令3))
- ・特定解体工事発注者は、特定解体工事元請負業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければならない。(法42条2項)

#### (10) 第一種特定製品引取等実施者

(筆者注) 第一種特定製品引取等実施者とは、廃棄物業者又はリサイクル業者をいう。

- ・第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的に第一種特定製品を有償若しくは無償での譲受けを行おうとするときは、第一種特定製品廃棄等実施者から、第一種特定製品廃棄等実施者が第一種フロン類充填回収業者から交付を受けた「引取証明書」(第一種フロン類引渡受託者を通じて第一種フロン類充填回収業者に引き渡した場合も同様)の写しの交付を受け、交付を受けた日からこれを3年間保存しなければならない。(法45条の2 1項、3項、規則48条の2、規則48条の5)
- ・引き取った第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は全部若しくは一部を利用することを目的に第一種特定製品を他人に譲渡するときは、第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けたものに、第一種特定製品廃棄等実施者から交付を受けた「引取証明書」の写しを回付し、「引取証明書」の写し(の写し)を3年間保存しなければならない。(法45条の2 2項、3項、規則48条の4)
- ・何人も第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合又は「引取証明書」の写しの交付若しくは回付を受けた場合その他第一種特定製品に充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合の他は、第一種特定製品の引取り等を行ってはならない。(法45条の2 4項、規則48条の6)

#### (11) 第一種フロン類再生業者

- ・第一種フロン類再生業者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。(法50条1項、2項、規則54条1項、規則54条2項、規則55条)
- ・フロン類の再生を行ったときは、再生を行った日から30日以内に当該フロン類を引き

取った第一種フロン類充填回収業者に「再生証明書」を送付し、当該「再生証明書」の写しを3年間保存しなければならない。（法59条1項、規則64～66条）

- ・フロン類の種類ごとに、再生をした量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他規則で定められている事項に関し、その都度遅滞なく記録し、記録を作成した日からその業務を行う事業所に5年間保存しなければならない。（法60条1項、規則68条）
- ・フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度に再生をした量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他規則で定められている事項を、年度終了後45日以内に環境大臣又は経済産業大臣に報告しなければならない。（法60条3項、規則68条、規則69条）

#### (12) フロン類破壊業者

- ・フロン類破壊業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに主務大臣の許可を受けなければならない。（法63条1項、2項、規則70条）
- ・第一種フロン類充填回収業者又は第一種フロン類再生業者から、フロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、引き取らなければならない。（法69条1項、2項）
- ・規則で定めるフロン類の破壊に関する基準に従ってフロン類を破壊しなければならない。（法69条4項、規則78条）
- ・フロン類を破壊したら、フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者に、フロン類を破壊した日から30日以内に「破壊証明書」を送付し、「破壊証明書」の写しを3年間保存しなければならない。（法70条、規則79条、規則80条、規則81条）
- ・引き取り、受託、破壊の都度遅滞なく、フロン類の種類ごとに、破壊した量その他の主務省令で定める事項に関し、記録を作成し、記録作成日から5年間保存しなければならない。（法71条1項、規則83条）
- ・フロン類の種類ごとに、毎年度前年度に破壊した量その他の主務省令で定める事項を年度終了後45日以内に環境大臣又は経済産業大臣に報告しなければならない。（法71条3項、規則84条）

#### (13) 情報処理センター

- ・（一財）日本冷媒・環境保全機構（JRECO）が主務大臣より法で定める情報処理センターの指定を受けている。（法76条）
- ・第一種特定製品廃棄時の「回収依頼書」・「委託確認書」の交付、「引取証明書」の受理・保存、充填回収業者による「充填証明書」・「回収証明書」などを、情報処理センターへの登録により、電子的に行うことができるようになり、業務の効率化、利用者の利便性向上が図れる。同センターを通じたコンピューターの利用により、算定漏えい量報告のための集計が容易に行える。また、「回収依頼書」、「委託確認書」、「引取証明書」、「充填証明書」、「回収証明書」などの書面によるやりとりを電子システム「行程管理システム」で行うサービスも行っている。（法76条～85条）
- ・JRECOの下部組織である各都道府県の冷凍空調設備協会などで様式「行程管理票」を頒布している。JRECOの「行程管理票」の流れ図は、別図のとおりである。

#### (14) 全ての人（事業者とはかぎらない。）

何人も、みだりに特定製品に冷媒として使用されているフロン類を大気中に放出してはならない。（法86条）

### 5) 罰則

(1) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法103条）

- ・登録を受けないでフロン類の充填又は回収を業として行った者（法103条1号）

- ・不正の手段によって第一種フロン類充填回収業者の登録（登録の更新を含む。）を受けた者（法103条2号）
- ・第一種フロン類充填回収業者が業務停止命令に違反したとき（法103条3号）
- ・許可を受けないでフロン類の再生を業として行った者（法103条4号）
- ・不正の手段によって第一種フロン類再生業者の許可（許可の更新を含む。）を受けた者（法103条5号）
- ・第一種フロン類再生業者でその登録内容変更の許可を受けないで登録内容を変更した者（法103条6号）
- ・第一種フロン類再生業者で業務停止命令に違反した者（法103条7号）
- ・フロン類破壊業者の許可を受けないでフロン類の破壊を業として行った者（法103条8号）
- ・不正の手段によってフロン類破壊業者の許可（許可の更新を含む。）を受けた者（法103条9号）
- ・フロン類破壊業者で許可事項の変更についての許可を受けないで許可事項を変更した者（法103条10号）
- ・フロン類破壊業者で業務停止命令に違反した者（法103条11号）
- ・情報処理センターの役員・職員又はこれらの職にあった者で情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らした者（法103条12号）
- ・みだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出した者（法103条13号）

（2）50万円以下の罰金（法104条）

- ・法11条3項、法13条2項、法15条2項、法18条3項、法49条8項、法62条5項、法73条4項の規定による命令に違反した者（法104条1号）
- ・法41条の規定（第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。）に違反して第一種特定製品の廃棄等を行った者（法104条2号）
- ・法45条の2 4項の規定に違反して第一種特定製品の引取り等を行った者（法104条3号）

（3）30万円以下の罰金（法105条）

- ・法31条1項、法53条3項又は法66条3項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者（法105条1号）
- ・法43条1項又は2項の規定に違反して、「回収依頼書」若しくは「委託確認書」を交付せず、若しくは虚偽の記載をして「回収依頼書」若しくは「委託確認書」を交付した者（法105条2号）
- ・法43条3項の規定に違反して「回収依頼書」の写し若しくは「委託確認書」の写しを保存しなかった者（法105条3号）
- ・法45条3項の規定に違反して、引取証明書を保存しなかった者（法105条4号）
- ・法45条の2 1項又は2項の規定に違反して、引取証明書の写しを交付せず、又は回付しなかった者（法105条5号）
- ・法45条の2 3項の規定に違反して、引取証明書の写しを保存しなかった者（法105条6号）

( 4 ) 30万円以下の罰金 ( 法106条 )

情報処理センターの役員又は職員の違反についての罰則である。詳細は省略する。

( 5 ) 20万円以下の罰金 ( 法107条 )

- ・ 法47条1項、法60条1項又は法71条1項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者 ( 法107条1号 )
- ・ 法47条3項、法60条3項、法71条3項又法91条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 ( 法107条2号 )
- ・ 法92条1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者 ( 法107条3号 )

( 6 ) ( 法108条 )

- ・ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法103条 ( 12号を除く。 )、法104条、法105条又は法107条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

( 7 ) 10万円以下の過料 ( 法109条 )

- ・ 法19条1項の規定による報告 ( フロン類漏洩の報告 ) をせず、又は虚偽の報告をした者 ( 法109条1号 )
- ・ 法33条1項又は法54条1項の規定による届出を怠った者 ( 法109条2号 )
- ・ 法87条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者 ( 法109条3号 )

以上

## 8 . P R T R法（化管法）解説

### 1）P R T R法（化管法）制定・改正の背景と経緯

1984年のインド・ボパールでの米国の化学工場での事故、それに続く米国々内の化学工場での事故などを受けて、1986年米国において「緊急対処計画及び地域住民の知る権利法」に基づき、有害化学物質排出目録（T R I : Toxic Release Inventory）制度が開始された。1992年にはリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）で採択された持続可能な開発のための行動計画である「アジェンダ21」の第19章で、化学物質リスクに関する情報交換の手法としてP R T R（Pollutant Release and Transfer Register）（化学物質排出移動量登録制度）のようなデータベース・情報システムを充実させることが推奨された。これを受けてO E C D（経済協力開発機構）理事会は、加盟国に対し、3年後までにP R T R制度を導入するよう勧告した。日本では、1999年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が公布され、2000年3月30日に施行された。2001年度から対象化学物質の環境中への排出量等の把握を開始し、2002年度からその届出が実施され、2002年度末（2003年3月）から集計結果が公表されている。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」は、通常P R T R法若しくは化管法と略称される。

### 2）P R T R法（化管法）の目的

- ・法の目的は、環境保全のための化学物質の管理に関して、特定の化学物質の環境への排出量等の把握並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供、等の事業者による化学物質の自主的な管理を通じて、環境保全上の支障を未然に防止することである。（法1条）
- ・この資料では、法が適用される事業者に関する事項を、この資料使用時の利便性を考え簡条書きにまとめた。また、法令を参照しやすいように、規制内容ごとに、それを定めている法令の箇条を示した。以下、P R T R法を法、P R T R法施行令を令、P R T R法施行規則を規則と略して記載する。

### 3）P R T R法（化管法）の適用を受ける事業者

#### （1）第一種指定化学物質等取扱事業者

- ・第一種指定化学物質とは、

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質

当該化学物質の自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が に該当するもの

オゾン層を破壊するおそれがある化学物質

のいずれかに該当し、かつ、その物理的・化学的性状、その製造・輸入・使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質で、令別表第一に示されている462物質（ベンゼン、トルエン、キシレン等）をいう。（2021年3月31日現在）（法2条2項、令1条、令別表第一）

- ・第一種指定化学物質等取扱事業者とは、

製造業、電気業、ガス業等の令3条で定められている24の業種に属する事業を営む事業者のうち、

第一種指定化学物質の製造の事業を営む者及び業として第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を1%以上含有する製品を使用若しくは取り扱う者で、年間の製造量又は使用量若しくは取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質以外のもの）の事業所を有している事業者

特定第一種指定化学物質（\*）の製造の事業を営む者及び業として特定第一種指定化学物質又は特定第一種指定化学物質を0.1%以上含有する製品を使用若しくは取り扱う者で、年間の製造量又は使用量若しくは取扱量が0.5トン以上の事業所を有している事業者

以外の者であって、事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ又は排出することが見込まれる者で の条件に該当する事業所を有している事業者

で、 とも常用雇用者数が21人以上である事業者をいう。（法2条5項、令3条、令4条、令5条）

（\*）**特定第一種指定化学物質**とは、第一種指定化学物質の内、人の健康を損なうおそれが特に大きいもと考えられている石綿、エチレンオキシド、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン（塩化ビニル）等の計15物質をいう。（令4イ）

なお、**第一種指定化学物質等**とは、第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を含む。）と第一種指定化学物質を含有する製品（第一種指定化学物質は1%以上、特定第一種指定化学物質は0.1%以上）を併せたものをいう。

## （2）**指定化学物質等取扱事業者**

・ **指定化学物質等**とは、第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等をいう。（法3条）

・ **第二種指定化学物質**とは、

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質

当該化学物質の自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質がに該当するもの

オゾン層を破壊するおそれがある化学物質

のいずれかに該当し、かつ、その物理的・化学的性状からみて、その製造量・輸入量・使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存することとなることを見込まれる化学物質（第一種指定化学物質を除く。）で、**令別表第二に示されている100物質**をいう（2021年3月31日現在）。（法2条3項、令2条、令別表第二）

・ **指定化学物質等取扱事業者**とは、

第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を除く。以下、同じ。）の製造の事業を営む者及び業として第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を1%以上含有する製品を使用若しくは取り扱う者。

特定第一種指定化学物質の製造の事業を営む者及び業として特定第一種指定化学物質又は特定第一種指定化学物質を0.1%以上含有する製品を使用若しくは取り扱う者。

以外の者であって、事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を含む。）を生成させ又は排出することが見込まれる者で の条件に該当する者。

のいずれかに該当する事業者、並びに第二種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種指定化学物質又は第二種指定化学物質を1%以上含有する製品（「第二種指定化学物質等」という。）を使用する者及び取り扱う者のいずれかに該当する事業者をいう。（法2条6項、令6条）

(筆者注) 指定化学物質等取扱事業者には、業種、常用雇用者数、年間製造量・使用量・取扱量の要件はない。

#### 4) P R T R法(化管法)の適用を受ける事業者がしなければならないこと。

##### (1) 事業者の責務

指定化学物質等取扱事業者は、主務大臣の定める指針(平12環通告1「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針」)に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。(法4条)

##### (2) 第一種指定化学物質の排出量等の把握及び届出

第一種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量及び移動量を、事業所ごと、年度ごとに、第一種指定化学物質(特定第一種指定化学物質を除き、取り扱い量が年間1t以上であるもの(「把握対象第一種指定化学物質」という。))ごとに、又は特定第一種指定化学物質(取扱量が年間0.5t以上であるもの(「把握対象特定第一種指定化学物質」という。))ごとに把握しなければならない。(法5条1項、法5条2項、規則2条、規則3条、規則4条1号)

- ・ 排出量は、大気への排出 / 公共用水域への排出 / 事業所内での土壌への排出 / 事業所内での埋立処分、の区分ごとに把握する。排出量の算出の方法は、物質収支を用いる方法他、五つの方法が規定されている。(法5条1項、規則法2条、規則4条2号)
- ・ 移動量は、下水道への移動 / 事業所の外への移動(廃棄物としての移動)の区分ごとに把握する。移動量の算出の方法は、物質収支を用いる方法他、五つの方法が規定されている。(法5条1項、規則3条、規則4条3号)

第一種指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質及び事業所ごとに、上記)で把握した前年度の排出量及び移動量を毎年6月30日までに、事業所所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に届け出なければならない。その届出に係る第一種指定化学物質の機密保護のため、一定の理由がある場合は、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、規定された当該第一種指定化学物質の属する分類名称(「対応化学物質分類名」という。)をもって通知を行うよう請求することができる。(法5条2項、法6条、規則5条、規則6条、規則7条、規則別表)

##### (3) 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供

- ・ 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に譲渡又は提供をするときは、その譲渡・提供をするときまでに、その譲渡・提供をする相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報(以下、「性状・取扱情報」と記す。)を文書・磁気ディスクなどで提供しなければならない。提供した指定化学物質等の性状・取扱情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、提供した相手方に対し、変更後の情報を文書・磁気ディスクなどで提供するよう努めなければならない。(法14条、平12運令401「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」)

(筆者注) 文書・磁気ディスクなどで性状・取扱情報を提供することは義務規定であるが、変更後の情報の提供は努力義務規定である。

- ・ 平12運令401「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」の第4条で「指定化学物質等取扱事業者は、当該指定化学物質等の性状・取扱情報を提供する際の文書・磁気ディスクなどは、JIS Z 7253に適合する記載をするよう努めるものとする。」と規定され、第5条で「指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質を容器に入れ又は包装して譲渡・提供する場合において、性状・取扱

情報を提供する際は、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装する場合は、その容器）に、JIS Z 7253に適合する表示を行うよう努めるものとする。」と規定されている。更に、第6条で「性状・取扱情報の提供は、指定化学物質等を譲渡し、又は提供することに行わなければならない。ただし、同一の指定化学物質等を同一の受領者に反復して提供する場合は、受領者から請求された場合を除き、既に性状・取扱情報の提供が行われている場合は、当該性状・取扱情報の提供を省略してもよい。」と規定されている。（平12運令401「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」3条、4条、5条）（筆者注：この省令には、提供する性状・取扱情報に関する16項目（所謂SDSの記載項目と概ね同様）が示されている。）

- ・ JIS Z 7253:2019（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 - ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））では、箇条5.2（ラベル表示による情報伝達）で「箇条6（ラベルに必要な情報及びその内容の決定手順）に規定するラベル要素などを印刷するか、又はラベル要素などを印刷したラベルを貼付する。」、箇条5.4では「受領者にSDSを提供することによって危険有害性を通知する。同一の化学品を同一の受領者に反復して提供する場合は、受領者から請求された場合を除き、既にSDSの提供が行われている場合は、SDSの提供を省略してもよい。」と規定されている。なお、2022年5月24日まではJIS Z 7253:2012に則ったSDSでも可と規定されている。

（筆者注）JIS Z 7253:2019の「用語及び定義」の3.25で「安全データシート、SDS(Safety Data Sheet)とは、化学品について、化学物質、製品名、供給者、危険有害性、安全上の予防措置、緊急時対応などに関する情報を記載する文書」と定義されており、PRTR法で規定されている「文書・磁気ディスクなどによる『性状・取扱情報』」と同義と考えられるので、その意味で、SDSを提供することはPRTR法上の義務と考えてよいであろう。

## 5) 罰則

以下に該当する者は、20万円以下の過料に処される。

- (1) **法5条2による届出（排出量及び移動量の届出）をせず、又は虚偽の届出をした者**
- (2) **法16条の規定（経済産業大臣は、指定化学物質等取扱事業者に対し、その指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供に関し報告をさせることができる。）による報告をせず、又は虚偽の報告をした者**

以上